

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和6年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

令和6年12月9日(月)

令和6年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年12月9日（月） 開議 午前10時00分
散会 午後 4時19分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 岡田浩二	2番 佐々木一也
3番 浅尾もと子	4番 櫻井孝憲
5番 伊藤真千子	6番 西谷賢治
7番 村本敏美	8番 加藤彰男

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

1番 岡田浩二	2番 佐々木一也
3番 浅尾もと子	4番 櫻井孝憲
5番 伊藤真千子	6番 西谷賢治
7番 村本敏美	8番 加藤彰男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	岡田守		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

総務課 加藤寿基

令和6年第4回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 1番 岡田 浩 二
- (2) 7番 村 本 敏 美
- (3) 6番 西 谷 賢 治
- (4) 5番 伊 藤 真 千 子
- (5) 2番 佐々木 一 也
- (6) 4番 櫻 井 孝 憲
- (7) 3番 浅 尾 も と 子

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。出席議員は8名です。日程第一、一般質問を行います。今回の一般質問の通告は、議事日程の通り7名です。質問は答弁を含め50分以内で行います。質問者、答弁者とともに質問時間を守ってください。質問者は最初に一括質疑方式または一問一答方式のどちらの方法で質疑を行うか述べてください。答弁者は、初めに発言台で行い、その後の再質問に対する回答は自席で行ってください。なお会議規則では、一般質問は町の一般事務について質すとされています。また発言は全て簡明にするものとされています。質問者、答弁とともに、会議規則に沿って発言されるようお願いいたします。また傍聴の方々も傍聴規則に沿って傍聴いただけますようにご協力をお願いいたします。なお、それぞれの議員の一般質問の前に事務局の準備のため少し時間をとりますので、事前にご了解をお願いいたします。

----- 1番 岡田浩二 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは、1番岡田浩二議員の質問を許します。
岡田議員。

1番（岡田浩二君）

1番、岡田浩二です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いいたします。さて、先般11月に新城で行われた農業・農政講演会に私参加をいたしました。そこで講演会内容が近未来の山村農業のことでございました。今回、

その山村農業の課題について質問をいたします。改正食料・農業・農村基本法に農福連携の環境整備が明記され、国は事業者数を 2030 年度末までに、2022 年度末の 2 倍にあたる 1 万 2000 以上に増やす目標を掲げました。また、農福連携など推進ビジョンが改定され、ユニバーサル農園、これは障害者に農業体験を提供する農園ですが、農林水産省、厚生労働省など 4 省庁で普及拡大していくこととされました。農業は、何らかの障害を持った方でも、五感、視覚ですとか聴覚触覚を使った具体的な作業でわかりやすく、自分が働いた分の成果が視覚にも理解しやすいなど、認知機能の改善等に大きな効果があると言われております。この中で、来年からの障害のある方を対象とした就労継続支援事業所が町内で事業展開をいたします。農福連携の取り組みがさらに本格化していく中でお問い合わせをいたします。今後、農福連携に必要と考える支援策は何であるかをお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

令和 6 年 5 月改正の食料農業農村基本法第 46 条に農福連携が位置づけられまして、障害者などが農業活動を行うための環境整備を進め、地域農業の振興を図ることが盛り込まれました。東栄町では今後、新たな障害者福祉サービスの展開が見込まれる中で、事業者とともに実践することで、農業の発展や障害者などの社会参加等が促進されるとともに、地域共生社会の実現を目指すための農業と福祉が連携できるよう、町として支援策を考えていきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

答弁の方ありがとうございました。内容は大変私も同感するところが多いので、次に経済課にもお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

それでは経済課の方から説明します。旧本郷保育園で就労継続支援事業所を事業展開していただくということを聞いた時に東栄町での就労としまして、農業の選択肢があればということも私も感じております。東栄町の農業は田、野菜、お茶、養鶏などが挙げられま

すが、どの職種も人手が足りず、また高齢化していることにより、自分の代までと次の世代に託すことを断念する方も多いのではと感じております。それは耕作放棄地など民家に近く比較的耕作しやすい田畑も最近では草が生い茂っているなど手がかけられていない農地が目立っていることを目の当たりにするからです。そうした中で耕作、苗植え、水やりなどの管理、収穫、出荷作業などに就労継続支援事業所を利用される方が少しでも農業に携わるようになったらこの中山間地域の農業は元気になってくれることがあるんだと思っております。農業に光を当てるためにも、事業所と農家を繋げることがあれば、相談に応じていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ただいまの回答の中に、人手不足や高齢で耕作放棄が増えておるといようなお話もございました。農業に光を当てるために事業所と農家を繋ぐ役割を果たせれば相談に応じたという回答であったかと思います。就労支援事業所の利用者が農業に参画することへの地域住民や農家の理解を得ることが不可欠だと思います。そういった中で説明不足が問題を大きくしたような事例が東栄町でもございますが、そのための広報や説明が不足する可能性があるのではないかというようにも考えます。その対応策があればお伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

就労事業者事業所の意向等はまだちょっとよくわかってないところがございますので、またそちらから相談があって農福連携ということで話す場所があればその中で対応はしていけるのではないかと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

わかりました。説明責任は大変重要なことでもあります。町民の方に理解いただける説明をお願いしたいと思います。次にいきます。農福連携であるユニバーサル農園を考えたとき、従来は福祉分野の仕事と考えられてきた。しかし、国も考えを新たにいたしました。農業とひきこもり、不登校、介護分野などと連携を目指すことも真の農福連携ではな

いかと考えますが、各担当課はどのように考えるかお伺いをいたします。よろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

国におきましては、令和元年に農福連携等推進会議による結果を踏まえまして、農福連携等推進ビジョンを取りまとめ、厚生労働省、農林水産省、法務省、文部科学省による連携強化を推進しております。支援が必要な方にとりましては、社会的支援と併せまして、生きがいややりがいを見いだしていく働く場所や社会と繋がる居場所が必要であり、農作業によって心理的・身体的ストレスの改善、集中力や自己肯定感、自信の向上、肥満傾向や睡眠障害の改善、認知機能の回復、対人交流頻度の上昇等の心身の健康等にプラスの効果があると言われております。特に日々引きこもりや生活困窮者の復帰は難しく、一歩外に出ることが困難な方にとりましては、1人1人の身体的・精神的特性、経済的事情に応じた農業へのマッチングや生活サポートを行いながら社会参加を進めることを農福連携により期待されております。農業におきましては、労働力の確保や荒廃農地の解消など、障害者におきましては労働先の確保や工賃の引き上げ等、それぞれの課題に対しまして連携することにより、地域共生社会が実現できるものと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

引きこもりの関係もございますので教育課にもお願いをいたします。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

不登校の児童についてお答えします。様々な理由により不登校の児童生徒はおります。不登校の子供たちの居場所作りとして、地域農業や福祉機関の状況を踏まえて、今後考えてまいります。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

大体理解をいたしました。農業では労働力不足と荒廃農地の解消が課題だと。それから障害者においては労働先の確保や工賃の引き上げといったものが課題だというお話がございました。それから連携によって双方の課題が解決され、地域共生社会の実現を目指すということでございます。各課の連携が必要であり、このことは大変重要なことだと私認識いたします。回答は求めませんが、地域包括ケアシステムの構築を足踏みすることなく、共生社会を実現することに尽力していただけると強くお願いを申し上げて次の質問にいきます。次は農業の生産性の向上の関係について伺いをいたします。高齢化における人口減少に伴う農業者の減少等が生じる現状においても、食料安全保障の確保の前提となる食料の供給や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨が明記をされております。町の農業の現状は、言えば趣味の園芸となりつつあります。しかし、まだまだ頑張っておられる方がいらっしゃいます。そのような方々への助成策として、先端的な技術を、スマート技術等なんですけど、を活用した生産方式の導入の促進が必要と考えます。私の川角地区では3ヘクタールほどの水田がございます。10人近くの方で耕作をしております。携わる方も平均年齢が70を超えるようになってまいりました。これから先、1人2人と稲作作業が不可能になっているのが手に取るようにわかります。私達もいち早く農業のDX化に取り組むことが急務と考えております。今私達稲作従事者が一番困っているのが、夏の農薬散布や肥料散布等でございます。そこでご質問をいたします。ドローンを使用して農薬散布することで軽作業化に繋がることはこれまでも実証済みであります。山間部において稲作農業生産にドローンを使用して農薬散布することへの助成を考えていただきたいと思うんですけど、そのことについてお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

ドローンなどにつきましては、農作業の省力化を図る上で効果的とは思っていますが、機械購入やその維持管理費が大変高額になっているとも聞いております。東栄町は耕作地が点在しておりまして、またその面積も決して大きくありません。11月27日の中日新聞、東三河版ですかね、ではドローンでみかん病虫害防除という見出しで、豊橋の民間会社が薬剤散布シェアを事業開始した記事が載っていましたが、そこにも高額な初期費用が導入の障壁となっていると書かれていました。また、購入後の保険料などを含めたメンテナンス費用は5年間で584万円と書かれていました。同社は来春4期で延べ100ヘクタールの畑をカバーする方針を打ち立てておりまして、豊橋を拠点に三河、知多、静岡県西部など県をまたいだ広範囲の事業展開を検討しているようです。1回の費用まで記載がなかったので、1ヘクタール当たりの単価というのはちょっとわかりかねますが、スマート農業として地域の課題解決に期待できることだと思っております。今後情報を集めて検討していけたらと思っております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ドローンは大変高額なために導入が大変障壁になっているとよくわかります。それから中日新聞に先般掲載された記事を私も読ませていただきました。そういった中で情報収集しながら検討を進めたいというふうにおっしゃっていただけたところは一つ一歩前進かなとは思いますが、私新聞に掲載された後すぐ豊橋のこの企業に出向きました。そこで経費を含めて免許ですとか使い方等について調査をしてまいりました。大変丁寧な説明をしていただきました。最終的にデモフライトを東栄町でやってみませんか？という、そういう提案をいただいております。そのデモフライトをするというふうになったときに経済課としてご協力をいただけるものかどうかお答えいただけますか。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

岡田議員のお住まいとなる川角地区をはじめ、多面的でうちが現在補助させていただいておところは4ヶ所ございます。そこにも多分同じような内容で皆さん大変苦労されているかと思しますので、そういったところにもお声掛けをして、なるべく皆さんが見ていただいて納得いくものかどうかというところも踏まえてそういったデモフライトの協力はしていけるかと思います。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

わかりました。私も川角の代表をしながらやっておるんですけど、いずれにしろ東栄町にも4ヶ所ほどの小規模農業の集合体があると。お試しをしてDX化を考えていきたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。次にいきます。私のこの川角地域には草刈り隊という地域組織がございます。組織ができて10年を経過いたします。今大変な変革期にあり、継続が難しい状態になっております。区民の皆さんが環境整備に対する意識が非常に高く美しい景観を保とうと努力されているが、高齢化の波には勝てそうもございません。耕作放棄地を作らないようにする、放棄せざるを得ない農地の草刈りを楽に行えるよう、常用草刈り機やリモコン操作で作業できる草刈り機に助成を考えられませんか。よろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

この件につきましても、先ほど述べたように、耕作放棄地が目立つようになっております。また、依頼を受けて草刈りなどを行っていただいているシルバー人材センターにつきましても、人材がなかなか集まらず困っているという話も聞いております。草刈は夏場が更に過酷な作業となっております、熱中症対策などをしながらの農作業ですと作業効率も落ちますし、仮に無理して行えば高齢者に限らず、命の危険も考えられます。また、広い平らな土地の草刈り、傾斜地での危険な草刈りなど、場所によっては安全が保たれて初めて安心して草刈りができるものと思われます。単独で草刈りを行うのは何かあってからではいけないので、2人1組で行っていると思われますが、それでも草刈り機はある程度離れて作業しなければかえって危ないこともございます。経済課としましては、耕作放棄地の解消、これは地域の環境改善にも関わる話かと思えます。草刈りを省力化することで作業する人の安全を図ること、そして作業効率が上がれば同じ作業も時間短縮できまして、草刈りを依頼した人が払う費用も軽減できるかと思えます。また、年2回、例えば6月とか8月などしか刈れなかったところを3回に増やすことも可能になるなど、大いに地域の貢献できるものだと思っております。ただ、助成方法としましては、ここに対してなのか、管理費用に対してなのかなど、実態を把握した上での制度設計等をしていかなければならないと思っていますので、その点はしっかり精査して判断していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

わかりました。先ほど来、人手不足ですとか、夏場の草刈りの熱中症、それから作業の安全性に課題があるという回答でございます。それをもって、こういうことをすれば地域に貢献できるということも理解はいただきました。助成方法や制度設計は実態を調査して慎重に判断をしていただけるというようでありますけど、慎重な判断はよく理解できるんですけど、今の現状を見るとここ1、2年が勝負ではないかなと私自身も思います。できる限り早い制度設計を考えていただき、予算要望に結び付けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。次にまいります。今回の農村法についても環境のことが書かれております。環境と調和のとれた農業についてちょっと質問をしたいと思います。今回の食料農業基本法、農村基本法ですね、改正のポイントに環境と調和が図られなければならないことが明記されております。このことから思い出したのが、東栄町環境保全条例の制定のことであります。当時バイオマス発電施設建設が話題になっている中、未来に向かってより良い環境へと作り上げる、環境の保全と創造に取り組んでいくことを約束した条例制定が共同で作りに上げられたことを思い出しました。現在私のもとに環境の調和に

ついて話をしてくる方が大変多く見えます。先人から受け継いだ自然環境や暮らしやすい生活環境を将来に引き継ぐ責任があるが、町内の環境保全がおろそかになってきたと指摘をされております。私が環境と農業を考える中で、バイオマスのことが常に頭をよぎっております。詳細はわかりませんが、次のことについてお伺いをいたします。バイオマス発電の認定期間が平成 29 年 3 月 1 日に下りてから、その後再申請をしたと私聞いておりますが、実際稼働はしておりません。ただ、一定の開始期限、運用開始期限なんですけど、運開期限があることを経済課は承知しておるか、お伺いします。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

バイオマス発電の件につきまして、認定後一定の運用開始期限があることは承知しております。経済産業省資源エネルギー庁の認定失効、効力を失う失効ですが、失効制度について、2021 年の 9 月 17 日と 2023 年 2 月 9 日の資料によれば、バイオマスを発電する施設の場合、運転開始期間、いわゆる認定から運転開始期限までの期間となりますが、それは 4 年間とされています。そして 2012 年から 2017 年度に認定を受けた太陽光発電以外の電源につきましては、2020 年 12 月 1 日は起算点として運転開始期限が設定されているのでそれから 4 年間となる 2024 年、令和 6 年 11 月 30 日が運開期間となることかと思えます。いずれにせよ業者の計画等の考えもございまして、町が回答する立場でないことはご承知いただきまして、また一切その部分については承知しておりません。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

認定後一定の運用開始期限があることは承知しておることへの回答でございました。自分は安心感は少しは持ちました。しかし町が回答できる立場にないということでありまして、業者が詳細な事業計画書を町に出されて農地転用の許可のために町は農業振興地域の整備計画を変更までしました。このことはお認めになりますよね。経済課お願いします。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

農業振興地域の計画の変更につきましては既に手続き等を行われておりまして、その次の段階になるかと思えます。その上で、運用開始期限の 1 年後の時点の進捗状況で適用判

断するということになっているようでございます。それにつきまして系統連系工事着工の申し込みを行っている、行っていない場合、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置等も３点ほどそういったものがございますけども、そういったものをクリアして農地法の手続きというような形になっているかと思しますので、その点については今のところは特に確認はしておりません。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

１番（岡田浩二君）

ありがとうございました。今回の１２月議会はちょうど何うにはいい機会であるかなというふうに私も考えました。町民の不安を払拭するためにも一切あずかり知らんというか、承知していないというわけでもなさそうなんですけど、しっかり情報を掴んでいただいて逐一公表することをお願い申し上げ次の質問にいたします。次はＡＥＤのお話をちょっとさせていただきます。真夏の農業は命を落としかねない大変危険な状況にあるということは、先ほど来ちょっとお話も出ておりますが、そこで少し視点を変えてですね、これの対応のための政策としてＡＥＤのことについて質問をしたいと思います。今年も昨年と同様に災害級の暑い夏となりました。地球温暖化により日本近海が亜熱帯化をし、近年熱波による影響も大きいと言われております。子供から高齢者まで、屋内屋外を問わず、全ての年代の方が熱中症となり緊急搬送されておるのが実態でございます。重度の熱中症となれば意識障害となり、集中治療を施したにしても、救命が困難な状況に陥ることがあると聞いております。地域の草刈り、稲作一斉消毒時に倒れて病院搬送されるのを目の当たりにいたしました。また、西菌目の東栄斎場で式の最中に突然倒れた高齢者の方が私の向かいにいました。幸い親族の方に医療関係者がいて応急処置を施し、緊急搬送となりました。２０００年以降であります。私達にもＡＥＤの使用が解除されてもう既に２０年が経過するようになりました。ここでお伺いをいたします。防災ハザードマップ、それからＳアラートを見ても東栄町には１６台の記載がございました。現在町内のＡＥＤの設置数とその設置場所を教えてくださいませんか。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず町で管理しているＡＥＤの設置数と設置場所につきましては１４ヶ所で、中学校、保育園、老人ホーム「本郷荘」、Ｂ＆Ｇ体育館、老人憩いの家「百寿荘」、のき山学校、森林体験交流センター、ファミリーマート、役場、東栄グリーンハウス、とうえい温泉、旧ＪＡ直売所、東栄診療所、東栄保健福祉センターに設置をしております。その他地区等で管理しているものが、古戸会館、すぎのきの里、東栄小学校の３ヶ所です。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ありがとうございました。防災マップもそうですが、S アラートをぱっと見て、AED の場所がどこにあるってぱっと出るんですよね。それを見るとやはり 16 台が出てまいります。私も実際に調べた中において栗代地区の緑風園には AED の収納箱はあったんですけど、中はなかったと。それから中設楽地区はやまゆり荘も設置してあるし、三信鉦工にも設置してあるというような状況もございました。防災のこのハザードマップが過去に配布されたのは、既にもう令和 5 年度に入ってからだったかもしれない、4 年度中だったのか、とにかくそんな時期に配布をされております。そういった中で毎年更新する仕組み作りが私必要だと思うんですよね。皆さんに見ていただくためにはいろんな方法もあるんですけど、12 チャンネル内の防災情報にハザードマップを入れるというようなことはできないか伺いをいたします。お願いします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現状ハザードマップを 12 チャンネルに入れることは当初想定をしていなかったため確認が必要ですが、難しいかと思えます。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

わかりました。全くない地区も 7 施設ほどあるんですよね。私の川角なんかもそうなんですけど。AED の設置場所エリアに本郷地区はどうしても学校等もあってそこには必然的に配布というか、AED を設置する設置基準なんていうのは特段ないんですけど、どちらにしてもそういったところに AED というのは置かれておるんです。だから地域によって非常に偏りがあります。だから一定エリア内に 1 台の AED の設置を考えていただくわけにはいきませんか。それをお伺いします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

設置場所を増やすことにつきましては、現在の町内設置状況等のバランスを考慮し検討も必要と考えておりますが、まずはより多くの人に救命講習を受けていただくよう機会を設け、有事の際には迅速に対応できるよう備えていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

わかりました。12 チャンネルもそうなんですけど、AED 設置に関する具体的な義務や基準を規定するような直接な法律はないというのをいうようなことも私ちょっといろいろと調べてみましたが、ございません。町の医療の脆弱性を考慮すると必要性がだんだん高まってきております。どこに設置するかが有効であるかというようなことも、設置推奨場所も今後例えば考えて、もし予算化もできれば設置をしていただきたいというのは私の要望でもあります。緊急時に対応可能となる研修会、今課長からお話もありましたが、研修会などは各地区単位で実施をできると思います。その中で有効性を高めることで、住民の不安払拭となりうると思います。予算化の方向を考えていただき、その旨を要望して私の質問を終わります。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で 1 番岡田浩二議員の質問を終わります。次の質問までしばらくお待ちください。今休憩の意見がありましたけど、ここで 5 分間休憩としてよろしいですか。では休憩いたします。再開は 10 時 45 分といたします。よろしくお願いいたします。

----- 7 番 村本敏美 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。次に 7 番村本敏美議員の質問を許します。

村本議員。

7 番（村本敏美君）

議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式での質問をさせていただきます。既に皆様ご存知だと思いますけれども、11 月 2 日の中日新聞第 1 面に上下水道耐震化、災害拠点の 15% という記事がございました。自治体財政難、国が支援へという見出しの記事であります。それによりますと、国道交通省は本年 1 月 1 日の能登半島地震を受け、全国にある上下水道の緊急点検結果を公表し、全て耐震化されているのは 15%にとどまった、運営する自治体の財政難が背景にあり、国交大臣は耐震化が非常に遅れていると述べ、自治体を財政面、技術面で支援する考えを示しました。耐震化するには時間がかかり、断水すれば住民が不便な暮らしを強いられ、病院では医療活動が滞りかねない。自治体が耐震化

を進めるには国の補助金を活用しても、残りの費用を工面しなければならない。国交省は耐震化が不十分なのに上下水道料金が低水準の自治体があると見ており、住民や議会の理解を得て、値上げし財源にするよう促す。来年1月末までの耐震化計画策定を求めるとあります。そこで質問をさせていただきます。国から耐震化計画策定の指示は東栄町に来ているのかお伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

9月24日付の国通知で上下水道耐震化計画を令和7年1月末までに策定するよう依頼が来ております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

ありがとうございます。来ているということでございます。計画等を作成し国に提出する場合、その内容等について議会また住民に公開される用意はあるのか、お伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

今のところはそれを公表するということにはなっておりません。まず計画を策定をしていくということになっております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

計画の策定だけということで、詳しいいろんな料金等についてはまだこれからの議論というふうに受け止めました。次に2番目ですけれども、町でもこれから財源を増やすために対策を行わなければならないというふうに思っております。水道事業は令和5年度より公営企業会計になっており、料金収入により管理運営するのが原則だと思いますけれども、本町ではそのようなことはできないのが現状だというふうに思っております。一般財

源からの繰入はやむを得ないと思います。国が財政面、技術面での支援を行うと言っていることから、本町でも水道料金等についてもしっかり考えていかなければならないと思うが、その点についてお伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

令和5年度から公営企業会計になり、令和5年度の決算のうち収益的収入および支出で見れば減価償却にかかる費用を除き、法定内繰入を含めて1,900万ほど一般会計から繰り入れております。公営企業会計は独立採算が原則となるため、事業を実施するためには財源の確保が必要であり、公営企業会計においては、事業にかかる費用が受益者によって適正に負担されているかどうかという観点から、財源を増やす対策としては、料金の値上げも検討していかなければならないと考えます。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

そういう場合に料金の改定とかそういうことについて、例えば料金改定を答申するか、そういう委員会があれば教えていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

委員会といたしましては、東栄町簡易水道委員会がございます。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

簡易水道委員会の中でどのような議論がされているのか、料金についての議論はされているのかをお伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

簡易水道委員会では、簡易水道の現状と今後ということで、決算の報告ですとか、工事の進捗状況などを説明し、議論していただいているところであります。料金については、しばらく改定をしておりませんので深い議論には至っておりません。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

平成 24 年 4 月からの料金の値下げが、12 年前にあったと思うんですけども、いくらからいくらぐらいに値下げして、値下げ幅ってというのがわかれば教えてください。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

平成 24 年に料金改定をする前ですが、その前はメーター使用料というものを徴収しておりました。そのときの改定により、メーター使用料を廃止しました。その値下げ幅は、消費税抜きで 70 円になります。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

消費税抜きで 1,190 円ということで 70 円値下げということです。1,260 円から 70 円に値下げして 1,190 円になるということでございますけれども、1,260 円の時代というのは、何年ぐらいから 1,260 円というのはわかりますか。わからなければいいんですけど。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

1,190 円の時代は平成 24 年からですが、その前のメーター使用料のときを除きますと平成 14 年 9 月から 1,260 円が基本料金となっております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

1,190 円になって、12 年間値上げないということでございます。それで新城以北の水道料金を見ても、東栄町の水道料金というのは、安い方ではないかなというふうに思っております。各自治体料金の決め方が違うんですけども、例えば、1 世帯で 10 立方メートル、約 10t 使うと東栄町では基本料金のまま 1,190 円、消費税抜きで 1,190 円。それから設楽町では 1,900 円。それから豊根村では 1,500 円。新城市では 2,900 円という料金の設定になっております。ちなみに豊橋市では 810 円という値段になっております。その観点から見ますと、東栄町はちょっと水道料金も町民に優しい料金かなというふうに思いますけれども、今現在水道料金 1,190 円の料金内で収まっている世帯というのは東栄町全体の何%ぐらいあるか教えていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

令和 5 年 10 月の検針結果でお答えしますと、13 ミリが一般家庭でよく使われるんですが、全体で 1,543 件、10 立方メートル未満の数は 830 件、率にして 53.8%になっております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

ありがとうございます。推測するに基本料金内で収まっている世帯というのは 1 人暮らしの高齢者とか 2 人暮らしの高齢者が主じゃないかなというふうに思っております。次に中日新聞にも載っていたように、国も耐震化について、財政面でも技術面でも支援を考えているということでございます。東栄町でも何もしないで支援を受けるというのもいかなものかなというふうに思っておりますので、そこら辺も町もこれから料金等含めて動いていかなければならない時期に来ているんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺の考え方をお聞きします。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

今年度配水管も含めた管路更新計画を策定していますので、その結果に基づき、令和 8 年度から更新計画をしていく予定です。大きな事業を実施するには、財源の確保が必要と

なりますので、そういった面からも料金の値上げも検討していかなければならないと考えております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

先ほど水道メーターのこともお聞きしたんですけれども、水道メーターというのは何年に 1 回取り替えなければいけないという基準みたいなものはあるんですか。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

水道メーターの有効期限ですけど、計量法で 8 年と定められておりますので、その範囲内で取り替え等を行なっております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

東栄町は 1, 100 何世帯あるんですけれども、いっぺんに取り替えるというわけではないと思うんですけれども、大体その場所や地区、そういうのを決めてやっていると思うんですけれども、東栄町は何年に 1 回取り替えることになっていますか。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

地区につきましては町内 6 地区ございますので、その地区ごとでやっております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

6 地区あるということは 6 年に 1 回回ってくるということで、その中で 70 円値下げしたということで、メーターの取り替えに係る費用というのは大体いくらぐらいかかるんでしょうか。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

令和5年度の実績で申しますと292個の交換をいたしまして、約450万ほどになります。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

これを計算すると大体1個当たり1万5,410円の経費がかかると。これはメーター器と取り替え工賃も含めてということで、メーター器はリースとかではなくて、買い取りで取り替えるというふうに考えればいいですか。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

水道メーターについてはその通り買い取りになります。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

70円値下げして水道料金が下がったわけですがけれども、メーターは値下げした分で取り替えというのはなかなか追いつかないと思うんですがけれども、これは一般の財源から繰り入れているという考えでよろしいですか。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

その通りです。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

国も耐震化について、財政面、また技術面で支援を考えている、先ほど申し上げましたけれども、町が何もしないで支援を受けるということもいかなることかと思えますけれども、今後水道料金についてもしっかりと考えていかなければならないと思うんですけれども、そこら辺は町長どういうふうに考えているか。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

まず今お話をいただいた通りでありまして、公営企業会計になったということは当然そういう状況の中で3条、4条の予算がありますので、そういった状況の中で管理の費用、それからの工事の費用という訳が当然ありまして、そこを明確化するという状況だというふうに私は思っていますが、今までもご質問いただいた通り、24年4月に、私も以前水道課の勤務をしていましたのでこの状況は存じておりますし、70円下げ、以前はメーター使用料をいただいたという状況の中で、メーターの取り替えの、町は基金を持っておりました。それを取り崩しをしてメーターを順次買い換えるという状況でしたが、それも結局この料金を徴収しないということで一切基金の積み立てはできないという状況でありまして、一般会計から繰り入れさせていただいている状況です。今後そういったことを含めますと、周りの近隣の市町村を見ましても、値上げの状況はやむを得ない状況であります。我々も当然公営企業会計の中で独立採算制原則でありますので、しっかりこの辺のところは議論させていただきたいと思います。それから国の方が言われる、先ほど言いましたように、耐震関係についての補助財源を確保という状況は継続しております。私どももそういう状況に沿って、先ほど言いましたように、7年1月までに耐震化計画を持つということです。これをもって、将来においてのいわゆる排水管等の耐震化の工事をやっていきますので、その財源をどうしていくかという状況に今後はなっていくわけでありまして。従って補助事業で国の補助をいただく、それから残りのいわゆる財源をどうするかというところにきますので、そこが結局公営企業会計の中である、使用料でどこまで補えるかという状況でありますので、そこら辺のところを踏まえて来年度早急に水道料金を上げるという状況では今のところありませんが、先ほど生活環境課長が言いましたように、8年度からのいわゆる耐震化の工事に入りたいと思っていますので、そういうことを踏まえながら、今年度から早いうちに値上げの風向も含めて近隣市町村状況を見させていただいて、今後検討し、当然住民含め、それから議会にもご相談をさせていただくという状況だというふうに思っていますので、大変厳しい状況であるということだけはお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

よくわかりましたけれども、値上げとかそういう場合には、やっぱり町民等の反発というかそういう反応もあると思うんで、より慎重に議会に諮っていただきながら、また住民の皆さんにも十分に説明をし、ご理解をいただいて、あればそういう方向に進んでいっていただきたいなというふうに思っております。それから 11 月 15 日に県に要望活動をされていると思いますけれども、水道関係の時間もあったと思います。その内容をお聞きをしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

11 月 15 日に県に要望を行ったこの要望活動は、三河山間地域水道整備促進連盟、設楽、東栄、豊根の 3 町村になりますけど、この要望活動でありまして、県においては簡易水道事業に対して補助をしていただいているものであるため、今後も引き続き支援をお願いする要望活動を実施してきました。県としても補助金の維持は実施していくよう努力するという回答をいただいております。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

今お話をした通り、この要望については、主たるものは来年度の事業に対する補助金要望であります。まず県の補助金、それから国の補助金もいただかないと事業を進めないということで、簡易水道の状況はご存知のように、我々北設 3 町村しか今現在簡易水道はありませんので、私ども 3 町村が合同でさせていただく。それから県の方が保険医療局から簡易水道管轄が、先ほど言ったように、建設局に変わりましたので、その辺含めて今県の方も水道の指導室ができました。そこを踏まえてお願いをしてきましたので、大きな問題としては、次の耐震化に向けた補助事業、ここが結局一番大切でありまして、どの市町村も耐震化計画を持ちながら今後の事業をやっていきますので、相当の大きな事業費になるということでもありますので、我々としてもいわゆる山間地は特に水道管の距離も長いわけであります。そういったことになりますと当然事業料、事業費とも多くなります。しっかり年次計画を立て、7 年の 1 月までの耐震化計画をもって、また改めて必要に応じて県・国に要望してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

国・県に要望をあげていただいたということですが、国・県の補助金があるというふうに聞きました。聞いたところによると、国の補助金は 10 分の 4、県の補助金が 10 分の 2、合わせて 6 というふうにお聞きしましたが、それでよろしいですか。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

国の補助金は 3 分の 1 もしくは 10 分の 4 のどちらかになります。県の補助金は 10 分の 2 です。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

この 3 分の 1 と 10 分の 4 の違いは工事をやる時期によって違うというふうに判断すればよいですか。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

この 3 分の 1 と 10 分の 4 はですね、単位管延長と申しまして、計画して修繕、直していく管路の延長と、計画給水人口の比率によって決まってくるものになります。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

水道関係についての質問は以上とさせていただきますけれども、国の要請の耐震化計画は、またこの忙しい時期に予算の削減やらないかん、それから 1 月末までにこういう計画も出さないかんということで大変忙しいんですけども、頑張っていたきたいというふうに思っております。それから質問にはなかったんですけども、昨今新聞、テレビ等で放映されております、PFOS、有機フッ素化合物のことが大変話題になっておりますけれども、東栄町も検査をされているということで、検査の報告の法的義務はないということで

ございますけれども、町のホームページで公開しているということで、1リットルあたり50ナノグラムを下回っているというか、出ていないということで安心したんで、これからも水道については町民の皆さんに安心安全を与えるような水の供給をお願いをいたします。続きまして、屋外スピーカーについてお伺いをします。11月20日にJアラート試験放送がありました。屋外スピーカーの聞こえ具合はどうか。また住民の皆様から大変聞きづらいとの声も多く私のところにも寄せられておりますけれども、対策を考えておられるか、お聞きをいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

屋外スピーカーの聞こえ具合につきましては、スピーカーの近くでは鮮明に聞こえますけれども離れてしまうと聞きづらくなる。また山などに反響して聞きづらくなるということは認識しております。緊急時にはSアラートや各種のSNS、東栄チャンネルを主に考えているため、屋外スピーカーを増やすことは経費の面からも、現実的ではないと考えられます。引き続き、SアラートやLINE、東栄チャンネルなどの8つの通信手段の活用を周知していきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

お答えをいただきましたけれども、10時、12時、15時、18時の予報は、ただ鳴るだけなので、チャイムとかそういうことなんでわかりますけれど、緊急時の放送で大変わかりづらいという声があります。そういうことも頭に入れていただいて、今後頑張っていたきたいというふうに思っています。それから屋外スピーカーについては、次の質問者と重複するのであまり深くは追求しませんが、次の質問の方がちゃんと深く追求してくれるんじゃないかということで、私の質問は以上で終わります。

議長（加藤彰男君）

7番村本敏美議員の質問を終わります。次の質問までしばらくお待ちください。

----- 6番 西谷賢治 議員 -----

議長（加藤彰男君）

次に6番西谷賢治議員の質問を許します。

西谷議員。

6 番（西谷賢治君）

6 番西谷賢治です。議長のお許しをいただきましたので、一問一答形式にて質問をさせていただきます。今年度に入りまして議員としての知識、知見を高めるために、財政に関わる研修を受けさせていただきました。自治体の財政について勉強をさせていただいたわけではありますが、まだまだ入口程度でございます。そんな中で少しだけ全体が見えてきたような感じを私は受けております。そしてこの町の財政を議論する場において、今まで町長ですとか議長などのお言葉の中で財政再建が必要なんだ、財政再建という言葉が繰り返して聞いてまいりました。そこで東栄町のこの財政に関わる数字について私も理解を深める意味も含めて財政状況について質問をさせていただきます。財政状況を判断する項目として、財政の硬直化の指標となる経済収支比率というものがあります。経常収支比率とは、経常的な経費、主に人件費、扶助費や公債費等ですね。そういったものに対して、経常的な収入、これは地方税あるいは地方交付税、地方譲与税などが当てられるんですが、どの程度充当されているかの比率でありまして、ここの数字が 100%に近づくほど財政が硬直していると言われる指標であります。わかりやすく言えば、確定的な収入に対して絶対に必要になる金額がどの程度あって、自由に使える資金がどの程度の比率になるかという数字だと思っております。わが町における一般会計のこの収支比率の推移について見てみますと、平成 27 年 28 年は 95%前後で非常に危ない数字であった。29 年 30 年は 101%を超える数字が出ておりましたのを見ました。これは驚くべき数字だったんですが、その後、翌年の令和元年では 83.7%。令和 2 年には 78.3%と珍しく改善し、令和 4 年には 80.4%となっております。現在は概ね良好な数字となっております状況でございます。そこでお伺いします。平成 30 年には 101%、完全に硬直化した状態の数字だったんですが、翌年の令和元年には 83.7%と飛躍的な改善をされております。これほど飛躍的に改善しうることになった要因とはどういったものだったのかを伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

平成 30 年度まで病院は民間経営であったため、経営にかかる一般会計からは補助金として支出しておりましたので経常的経費として区分をしておりました。令和元年度の公営化からは一般会計からは繰出金としているため、臨時的経費として区分することによって、経常収支比率は減少しております。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6 番（西谷賢治君）

ありがとうございます。平成 30 年までは東栄病院が民間経営だったため補助金として出っていたので、その補助金が経常的経費になっていたということですね。わかりました。この経常収支比率の算出には、先ほども言いましたように、人件費、公債費、物件費などが影響するというふうになっております。令和 4 年度の決算状況を見ますと、繰出金として、10 億 2,800 万ほど決算額として出ておりまして、その繰出金の一部が計上経費充当分に計上をされております。金額で言いますと、7,063 万円ほどが経常経費充当一般財源等に計上をされております。この部分は診療所の人件費や各水道事業における公債費分などが計上されたものなのかを伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

一般会計からの繰出金として、経常経費充当一般財源に計上されているのは、診療所人件費や各水道事業における公債費分ではありません。国民健康保険特別会計の事業勘定分および後期高齢者医療特別会計への繰出金となっております。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6 番（西谷賢治君）

関連でお伺いをいたします。この繰出金ですね、今言った計上経費充当額なんですが、平成 29 年までは繰出金の中のうち 1 億 7,000 万から 1 億 8,000 万円が経常経費に充当をされておりました。平成 30 年からこの経常経費に充当されている額が 5,000 万から 7,000 万円と 1 億 1,000 万から 1 億 2,000 万円ほど減額となっておるんですが、どうしてこれだけ大きな数字が動いたのか。先ほど来説明をいただいた平成 30 年に補助金として出していたものが、繰出金に移行されたことが原因でこういった数字になってくるんでしょうか。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

先ほど説明しました、補助金を経常的経費として区分するのか一般会計の繰出金として臨時的経費で区分するのか、こちらの違いが大きいかと思います。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6 番（西谷賢治君）

再質問です。それではこの特別会計になります東栄診療所特別会計の中で一般管理費、内訳としては給与や手当、医師派遣に関わる委託費用などが多くございます。そういった費用で、特別会計の中の一般管理費が2億7,600万円ほど計上をされております。約半分が人件費というふうに思われるのですが、こういった費用を含めて簡易水道事業の特別会計にありましては、企業債の返済償還金としまして、約5,000万円が費用としてかかっております。この額というのは一般会計の経常収支比率を算出するに当たっては計上されていないというふうに考えてよろしいんですか。お伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

先ほどもお答えしましたように、計上経費充当一般財源に計上されているのは、国民健康保険特別会計の事業勘定と後期高齢者医療特別会計への繰出金となっておりますので、そちらの方は入っていないかと思えます。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6 番（西谷賢治君）

特別会計の中で支払いをされている給与手当、簡易水道特別事業の中の企業債、借金の償還金として支払っている額は計上されていないということで、お答えをいただいたと思います。今手元に、先ほどお話がありました経常収支比率ですね。一般会計の経常収支比率は平成30年に100%近かったものが、令和元年から83%、令和2年は78%、令和4年は80%と、現在は概ね良好な数字となっておりますという状況でありましたけれども、これは一般会計で持っていた診療所の職員の給与などが経常収支比率の算出に反映されていたため、平成30年までは良好な数字だった。そして、この数字、経常収支比率が改善されたものは特別会計に人件費等が移されたために数字が良くなったということと解釈しますが、東栄診療所の職員の給与ですとかそういったものは公務員の扱いでありますので、一般会計の中で経常収支比率を計上するための数字として現在の80%という経常収支比率は、ちょっとずれてしまうんじゃないですかと思うんですがどう感じますでしょうか。わかりますかね。自分もどう表現していいかわからなかったのもので、わかりにくいかもしれませんが。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

経常収支比率等の数値につきましては、決算に基づいて一定のルールに基づき算出したものでありますので、現在の数字で、間違いなく正しいかと思っております。

議長（加藤彰男君）

西谷委員。

6 番（西谷賢治君）

ありがとうございます。ルールに基づいて算出された数字がこの通りだということなので、それは承知をいたします。しかしながら東栄診療所にかかる人件費というのは、本当に大きな額になっております。1 億円を超える費用が人件費、経常的費用としてかかってまいりますので、特別会計の中で計上されるものなので、一般会計の方で計上しないということで、この 80% という経常収支比率が出ておるわけですがけれども、現実的にはもう少し厳しい数字になってくると思うんですね。こういった数字をもとに東栄町の財政は全く健全な状態だということで、いろんな事業を今後進めていくことになるかと非常に危険なことだと思うのでしっかりとそういった面も注視しながら、財政の計画を進めていただきたいと思います。この計上収支比率を一般会計の経常収支比率を良い数字に見せられる手法として特別会計の方に人件費だとかが隠されてしまうというような感じに私はとってしまうので、それらを含めた経常収支比率的なものを提示できるようによろしくお願いを申し上げます。次に町の現在の蓄え、これは基金ですね。基金の残高と借入金の残高に関わった点で質問をいたします。近年の町の歳入 40 億円のうち町税収入というのは 3 億円ほどにとどまりまして、歳入の多くの部分を、依存財源である地方交付税に頼っている状況は、皆さんが承知しているところでございます。また歳出におけます公債費の額は、町税収入を大きく上回る約 4 億円となっていることも財政上どうなのかといった問題も度々指摘をされている状況でございます。そうした中で気になるところが、この基金の残高と、借入金の残高でありまして、その点について少しだけ伺いをいたします。一般会計における公債の残高は、平成 26 年 34 億 6,000 万円、令和 4 年では 38 億 4,000 万円と 4 億円の増加をしております。一方で、財政調整基金は、平成 26 年 10 億 3,000 万円から令和 4 年には 19 億 7,000 万円となっておりますが、令和元年に東栄病院会計の精算金として出ました 10 億 9,000 万円が財政調整基金に積み立てられていることを加味しますと、大体 2 億円の減となります。今回は村上町長がいらっしゃいましたので、町長の就任された平成 26 年末からの数字としてこの増減を出してみました。保育園費、保育園の建設、広報スピーカー等テレビの広報事業、あとひだまりプラザの建設など、大型事業の連続がありまして、借金が 4 億円も大幅に増えて、基金については 2 億円も減少しております。借金が 4 億増えて基金が 2 億円減少したと。そういったことで、この令和元年の精算金の財政調整基金の繰入によって基金が増額したことで、令和 4 年時点の将来負担比率は

ゼロとなっておりますけれども、それだけで安心していいというわけではないと思います。この将来的な財政に不安はないのか、執行部の認識を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

令和5年度の公債残高は36億4,000万円。財政調整基金の残高は18億8,000万円です。地方自治体の財政力を判断するために使う指標値のうち、地方公共団体財政健全化法で定められた健全化判断比率において、基準値を上回るものはありませんので直ちに財政上問題があるという状態ではありません。しかしながら、事業を執行するにあたりましては、財源確保に努めつつ、事業の執行をしていかなければならないと考えております。起債につきましても、元利償還金の7割交付税算入される過疎債を中心に借入れを行っておりますので、起債の残高そのものが町の負担となっているわけではありませんのでご承知おきいただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

西谷委員。

6番（西谷賢治君）

ありがとうございます。財源確保をしっかり行って今後も現在の安心した財政状況を維持しつつ、慎重に事業をしていただけるといことなのでよろしくお願いを申し上げます。こういった借金というのは当然ですけれども少ない方が良くて、貯金は多い方が良いに決まっております。町を活気づけて、町の活力を上げて、税収の向上に繋がるような、東栄町の税収の向上に繋がるような、様々な施策を考える上で、資金というのはおのずと必要になります。県会議員の発言から、もう現在道の駅の構想があるようなことや、庁舎の建設に向けた計画も議会の中でも取り上げられ始めております。こういった立派な箱物を作ることばかりに関心向けるのではなくて、少子高齢化の人口減少が進むこの社会の中で、この町を維持発展させるための施策への投資にもこういった基金とかを向けていただきたいと思います。次の質問に参ります。屋外スピーカーに関する質問です。この問題につきましては以前からも繰り返し繰り返し議会でも取り上げられている問題で大変恐縮なんでしょうございますが、屋外スピーカーでの緊急放送が度々発せられました。しかしどうしても聞こえない、内容がわからない、そういった不評ばかりを聞いております。定時になりますチャイムなど、こういったものは外で作業をしている人たちには大変助かるもので大変良いことだと思っております。そういった面では大変良い面もあるんですが、災害時の伝達手段としましては、戸別受信機の有用性は非常に大きいと感じております。地震後の津波警報では、屋外スピーカーが高く評価された例もございました。地震が来て驚いてうちから飛び出して、うちから飛び出た状態で広報のスピーカーを聞いて避難を促

されたというようなことですね。そういった点では、高く評価をされた例もございました。台風や大雨、そういったときによる崩落や、大雪による倒木などの被害によりまして広域停電などになった場合は、このバッテリーを内蔵した戸別受信機というものが最も効果が現れます。消防庁からも戸別受信機の設置を推進しており、近隣市町村では導入をしております。令和2年の消防白書を見ますと、戸別受信機設置費用に対しまして70%の交付税措置をしている旨が記載をされております。これがもし継続されているのであれば、この交付税措置がされているうちに活用して配置をすべきと考えるところでございますけれども、改めて執行部に認識をお伺いします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

これまでもお答えしてきた通り、町内全世帯に戸別受信機を貸与する考えはございません。戸別受信機の対応条件につきましては、対応要綱の改正を行い、Sアラートが設定できない世帯、いわゆるガラケーやらくらくフォンを使っている方ですけれども、こちらの方へも戸別受信機を対応できるようになっております。引き続き戸別受信機につきましては貸与対象世帯への推奨を実施してまいりたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

ありがとうございます。この戸別受信機を全世帯へ設置をして無線機からの呼びかけを聞いたところで、1人では避難できない高齢者が多いと。戸別受信機を各戸に設置するよりは、自主防災会の取り組み強化で対応していただきたいというような答弁が過去の議会だよりの方から見てきました。ちょっと他力本願といいますか、自主防災会で対応すればいいんじゃないかというような回答だったのでこれはちょっと無責任な対応ではないかなと感じました。また希望する世帯で要件を満たした場合、戸別受信機の設置を進めていくということでございましたけれども、そういった費用は当然かかってくるわけでありまして、その件数がある程度多くなればそもそも交付税措置を受けて3割負担で全戸配備したのと同じぐらいの経費が最終的にはかかってきてしまう場合もあるんじゃないかなと思います。そういった面も含めて、全戸配置をあくまでもちょっと検討するぐらいは、また改めてやっていただきたいなと思います。よろしくお願い申し上げます。この広報スピーカーの問題ですけれども、繰り返し繰り返し議会でも言われておりました。同じような質問を受けするのはどうかと思いましたが、町内いろいろ各世帯を回っていろんな話をしますと、どうしてもこのスピーカーに関しては不評ばかりいただいてこの質問でも取り上げなければならないのかなというような状況で私もありましたので、またぜひ今後もこ

の戸別受信機の復活を本当に真剣に考えていただいて、お願いしたいと思います。今日は財政状況について取り上げをさせていただきました。村上町長は選挙の折に前任者の施設設計を猛烈にご批判されまして、当時箱物から叡智へ、そういった発言をされまして、大型の費用がかかる箱物事業から脱却し、人や物への投資、小企業などの誘致に向ける政策、そういった政策姿勢になるのかと思っておりましてけれども、大型事業に熱心になられまして、床暖房を完備したセレブな保育園の建設に5億円、屋外スピーカーもテレビ広報と合わせまして6億円に上る事業費を投入しました。ひだまりプラザ建設への10億円もの事業も含めて繰り返し箱物への大型事業が展開されるその一方で不便を感じます道路の改修ですとかそういった整備などの検討はあまり進められていないように感じられております。観光の推進の方は法人化されました観光協会などを中心に少しずつ進められてきておりますけれども、それだけではなくて、町民の生活環境の改善の推進や、災害の予防独自の強い移住者支援や、子育て支援、東栄町独自のそういった強い施策も積極的に費用を回すべきだと思っております。財政バランスについても私ももっと理解を深め、具体的な政策についても研究をして提案をしていきたいと思っておりますので、その際には執行部側もぜひ前向きな姿勢で検討いただきたいと、そういったことをお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

議長（加藤彰男君）

6番西谷賢治議員の質問を終わります。以上で午前中の一般質問を終了します。午後につきましては、伊藤真千子議員、他4名の午後の一般質問を行います。これより休憩いたします。再開は午後1時です。午後1時再開いたします。休憩いたします。

----- 5番 伊藤真千子 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

5番、伊藤真千子議員の質問を許します。

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

5番伊藤真千子。議長の許可を頂きましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。はじめに、コインランドリー、大型洗濯機と大型乾燥機設置計画について伺います。現在町内にコインランドリーの設置場所は2ヶ所あります。1ヶ所はどうえい温泉介護棟に17キロ1台と家庭用7キロの洗濯機が各1台、乾燥機は27キロが1台、12キロが2台、もう1ヶ所は中設楽生活改善センターであります。中設楽生活改善センターは、昭和52年、山村地域農林漁業特別対策事業国庫補助金の交付を受けて建設し、同時に洗濯コインランドリーを設置しています。当時は洗濯機と乾燥機だけではなく脱水機でしたが、私がお嫁に来たときに、一度に毛布が3枚ぐらい洗える大きな洗濯機に驚いたことを

覚えています。その後、洗濯機と脱水機も老朽化となり、平成8年に国からの補助金だったのか、交付金だったのか、役場の書類は燃えてしまい確認はできませんでしたが、役場で大型洗濯機と乾燥機を設置していただきました。設置してからは地区は利用料を積み立て、平成23年度にどこからの補助金や助成を受けることもなく、22キロの洗濯機と30キロの乾燥機を購入しています。また、コインランドリーの近隣を調べたところ、設楽町名倉JAの建物の中に、22キロの洗濯機1台と14キロが2台、津具地区にはありません。豊根は川宇連活性化センター内に大型洗濯機、こたつが洗えると地元の議員と住民から聞いていますが、洗濯機と乾燥機の確認はできていません。また隣の新城市には数ヶ所あり、中でも東栄町に一番近いコインランドリーはJR三河大野駅近くにあり、22キロ16キロ6キロの洗濯機が各1台。乾燥機は23キロが1台、12キロ、4キロとたくさんありました。今回私がコインランドリーの設置を望んでいる理由として、高齢者の方から子供たち、娘嫁息子たちが介護などにやって来てくれるが、洗濯したり診療所に連れて行ってもらったり、家の片付け、食事の支度、畑の仕事、買い物、役場農協に行くなど、やってきて助かっているが、家の洗濯機は小さいので、いろいろな用事をやってもらっていると洗濯が1日で終わらず、町内にある大きな洗濯機と乾燥機に行ってくれるが混んでいると順番待ちであつという間に過ぎてしまい、洗濯ができずに帰ってしまう。他にもやってほしいことがあったり手伝ってもらいたいことがあるが、なかなか思うようにいかない。もう1箇所あったらいいなと言われました。また、介護者、子供たちからランドリーの数が少ないので洗濯に時間をとってしまい、親、高齢者の望むような行動ができない。もう1台欲しいね、できれば中設楽ぐらいの大きさがいいねと言われたり、子育て世帯の親からは雨がずっと家の中が洗濯物だらけになってしまう。現在の2ヶ所では順番待ちに時間をとってしまうときもあるので、もう1ヶ所増やしてほしい。新城まで持っていったこともあるが、近隣といっても遠い。もう1ヶ所欲しいね。また、社会福祉協議会に、利用者からあんきにサポート、このようなチラシを見たことがあると思いますけど、あんきにサポートの項目の中に大物の洗濯物の項目を入れて欲しいと高齢者から要望があったり、また災害時の対策として、能登半島地震、福島沖地震、北海道胆振東部地震、熊本地震、東日本大震災などの被災地では、コインランドリーが大きな役割を果たしています。能登半島地震で被災した私の友達も汚れた洗濯物を見ると気分も滅入っていたが、ランドリーを設置してくれたおかげで気持ちが少し楽になったと言っていました。コインランドリーは清潔な衣類を提供したり、被災者の感染症を予防し、健康を保つのに役立ちます。特に避難所では多くの人々が密集して生活しているため、生活環境の維持、また被災者同士の交流の場にもなり、洗濯を待つ間に情報交換や励まし合いが行われると、コミュニティの絆が強化され、生活の安定に繋がるなど、コインランドリーは重要な役割を果たすと書かれています。以上のことから、住民の話や要望、体験談などを踏まえ、伺います。町はコインランドリーをもう1ヶ所設置する計画はありますか。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

とうえい温泉の介護予防棟のコインランドリーにつきましては、洗濯機2台と乾燥機3台を現在設置しております。売り上げから稼働時間を逆算しますと、1日当たりで洗濯機は2台で3時間、乾燥機は3台で10時間稼働しております。今後のコインランドリーの設置につきましては、利用実態により必要性を検討したいと思います。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

以前は町内に6軒のクリーニング店があったと記憶しています。そのうちの1件は、毛布やカーペットといった大物を洗っていただきました。全てのクリーニング店が高齢化と後継者不足で閉店したというわけではありませんが、一昨年まで高齢者夫婦で頑張っていたクリーニング店も後継者がいないということで閉店、それ以来、町内にクリーニング店がなくなってしまいました。大きなものや毛布などを洗濯するときは、町外のクリーニング店かとうえい温泉介護棟のランドリー、中設楽生活改善センターのランドリーに持っていくことになります。私も中設楽のランドリーに行きますが、洗濯物のカゴがいくつも並んでいるのを見ると、あと何時間後に来ればいいのかと考え、その日1日、洗濯物ばかりのことを考えて終わってしまうこともあります。執行部の今の回答で、設置に関しては、利用実態に必要性を検討したいと、いつもの執行部の回答であります。今後前向きな検討をしていただき、設置していただけることになった場合、一つ提案したいと考えております。現在、中設楽生活改善センターのランドリーの運営方法は、初めの購入設置は役場で行っていただきましたが、設置後の維持管理、その後の購入に関しては、役場は一切関わっておらず、地元の住民の力で対応しています。今後設置していただけるのであれば、初めの購入設置費用は役場で対応いただき、後の運営は全て地元にならせて自由に行うといった方法を希望しますが、町の考えを伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

コインランドリーの設置および運営の費用につきましては、町なのか地元なのかいろいろな考えがあるかと思いますが、今後設置が計画されれば、費用面につきましても考えたいと思います。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

いろいろ考えて設置計画を希望します。主婦にとって、高齢者にとって、介護者にとって、子育ての両親にとって、その他住民にとって洗濯は大変な仕事です。ランドリーを1ヶ所増やしていただくことで、今より近い場所になったり、時間を待たずにできたり、一度に大きなもの、たくさんのが短時間で処理できたり、また災害時にも大いに役立ち、自分の時間が持てたり、心にゆとりができたりと、ランドリーを設置することで良いことばかりだと考えます。早い段階の設置を望みますが、財政力の弱い町ということは十分にわかっていて、今回設置を望んでいます。先ほどの回答で必要性を検討したいとの回答ですが、役場が設置してしまうと、役場がやったので維持管理も役場がやるのが当たり前なんて思ってしまう。住民の声を聞き入れた対応が必要であり、住民側も役場、役場と全てに頼らず、自分たちでできることを自分たちでといった意識改革も今後は必要と考えます。次に連携型中高一貫教育の考えについて教育長に伺います。以前、北設には、東栄町本郷高校、設楽町に田口高校、稲武町に田口高校稲武分校と、二つの高校と一つの分校がありました。人口減少で今は田口高校1校のみとなり、現在、全校生徒76名で頑張っています。また、皆様ご承知の通り、愛知県立田口高校も2004年、平成16年度に愛知県初の連携型中高一貫教育を、設楽中学校、津具中学校、豊根中学校が始めて今年で21年目を迎えています。また東栄中学校も2014年、平成26年度に連携型中高一貫教育に加わり、11年目を迎えています。ただし、津具中学校は令和5年度に閉校になり、現在3校の中学校となっています。連携型中高一貫教育の目的は、中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で、計画的、継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことであります。広報とうえいにも田口高校の活動内容が掲載されています。12月号には、体育大会の様子、学校農業クラブ県大会で優勝し、全国大会「農業鑑定競技会 分野森林」に出場すること、また10月5日に東栄町で行ったあいち伐木競技会に生徒が出席されたことなどが掲載され、様々な活動が行われていることがわかります。先日、田口高校の校長先生と話す機会があり、校長先生の連携型中高一貫についての考え、取り組み、今後の課題、計画などを伺いました。校長先生から通常、連携型中高一貫教育とは、比較的に近い場所で実施するが、今の現状では思うようにいかない。市町村が中高一貫教育に理解してくれたり、地元の理解や協力で実施できること、本当にありがたい。以前は、北設に田口高校稲武分校、本郷高校、旧鳳来町の鳳来高校の4校があったが、今は田口高校だけとなっている。県がこれだけ人口減少がある中でも、田口高校を本校として維持していただいているわけは、田口高校が廃校になってしまうと、北設の子供たちが地元で高等教育を受ける場所がなくなってしまうため、普通科と地場産業である林業課を残してくれている。我々としては、町外県外に出て行っても、いずれは地元にも戻ってきて、地元を支えてくれるような人材を育てていくために全力を尽くしている。人数が少なくなっているいろいろな面で限界があるが、子供が減った分を逆手に取った個別指導ができ、教育の一貫性を高め、生徒がより深く学び、安定した学習

環境を提供することです。他校に行くことを考えれば、バス代、電車賃往復などを考えても、田口高校に行けばいいじゃないかと思いますが、ご両親や子供たちの第1志望校に田口高校が入っていないのが残念です。また、他の高校では味わうことができないことを田口高校なら味わえる。人数が少ない分、1人1人が戦力となる。これからはまず一番に田口高校を選んでもらえるようにしたいと話されていました。また参考として、隣の浜松市になりますが、静岡県立浜松湖北高校佐久間分校も2007年から高校校舎内の一部に浜松市立佐久間中学校が移転し、全国初の同居型中高一貫教育を実施しています。そちらにも東栄町から数名が通っています。以上のことを踏まえ、教育長に伺います。教育長は数年前まで東栄中学校の校長として、連携型中高一貫教育に携わってこられています。また、この7月から教育長となられています。これから教育長として、東栄町の児童生徒、保護者の意見を取り入れた連携型中高一貫教育をどのように考えていくのか。教育長の方針をお伺いします。

議長（加藤彰男君）

教育長。

教育長（岡田守君）

東栄町が参加し、11年目を迎えた連携型中高一貫教育については、郡内中学校3校と田口高校が連携をしながら教育活動を進めています。1年生はサマーセミナー、夏休みに行っているものです。2年生は郡内の企業と高校生が交流するお仕事フェア、それから田口高校が行う学校説明会。3年生はその学校説明会に参加をしています。また、定期的に中高の先生が授業に参加する交流授業など、生徒間交流や各学校の魅力をアピールする活動、学力向上と生徒理解のための活動も行っています。その様子は、広報とうえいや連携だより、ドウダンツツジでもお知らせをしている通りです。現在、高校に在籍する東栄中の卒業生は53名です。そのうち、田口高校には7名。新城有教館高校には11名。佐久間分校には5名の生徒が通っています。本町はJRが通っていることもあり、新城豊川方面や佐久間方面への通学が可能な条件もありますが、通学にかかる時間や費用は多大です。高校教育を希望する全ての生徒に進学を保障するためには、田口高校の存在は欠かせないと考えています。ただ、中学生の進学先は、家族との十分な話し合いを経て、本人の意思や夢の実現に向かって選択されるものです。そして、そのために自分の特性の理解、様々な職業や職種の理解、体験を行って、進学後の見通しを持たせることが、中学校の進路指導、キャリア教育の果たす役割と考えます。田口高校が進学先として選択され、郡内に安心して通える高校を維持するためには、中高一貫教育をはじめとする高校の教育活動をより正確に生徒や保護者、地域の皆様に伝えることが必要であり、また、田口高校がこれまで以上に生徒や地域の要望に応えられる魅力的な学校になるように働きかけていくことが必要だと考えております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

再質問。住民の皆様が安心して子供たちを預けられる教育環境を提供するために今後どのような工夫をされるのか、またされているのか。また、新たな取り組み、改革を考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

教育長。

教育長（岡田守君）

東栄町は児童生徒数の減少により、保育園も小学校も中学校も一つになりました。学校数が減ったことは寂しいことですが、それを逆に捉え、1園1小中だからこそ生まれてから義務教育を終了するまでの15年間の一貫した教育ができると考えます。保育園、小学校、中学校が中学校を卒業するときの姿を共有し、そこに向かって、それぞれの時期に必要な教育ができるように共通理解を図ります。1人1人の子供が15歳で東栄中学校を卒業する姿を目標に教育を進め、1人1人のその時々々の状況をつぶさに捉えて、努力しがいのある学校生活を推進していきたいと考えます。ご承知の通り、本年4月からコミュニティスクールがスタートしました。活動の様子は、毎月町内回覧されるコミュニティスクールだよりや東栄12チャンネルでお知らせしているのでご存知かと思いますが、未来を担う子供たちをみんなで育てるという目標のもと、学校、家庭、地域等が協力し合う体制を整えながら進めているところです。元小学校校長のコーディネーターと、元中学校教頭の地域活動推進委員を中心に、区長さんを会長とする学校運営協議会を組織し、これまで3回の熟議を重ねています。今年度はあと2回、年間5回の会議を予定し、子供中心に、を合言葉に、さらに熟議をしていきます。キーワードは笑顔、自信、誇り。子供たちの育つ力を信じて進めていく教育の実現を目指します。保小中という発達段階の縦糸と、家庭地域の力、社会教育、生涯教育という横糸を織り合わせ、町全体の教育力の向上を図れるよう東栄コミュニティスクールのあり方を考えていきたいと思ひます。地域の教育力を向上させることこそ、東栄町の宝である子供の成長を支えることだと考えています。ふるさと東栄のひと、もの、ことをより身近に感じる機会を増やすことは、本町への愛着と、子供たち自身のこれからの生き方に繋がっていきます。保育園を含めた義務教育の過程の中で、東栄町のひと、もの、ことに関わる機会を少しでも増やせるように教育行政を進めてまいりたいと思ひています。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

私達も笑顔、自信、誇りで毎日を暮らしたいと考えております。また、今回私がこの質問をなぜしたかと言うと、私は議員にならしていただいて、成人式のお祝いと20歳を祝う会に出席させていただいていますが、成人される子供たちが今の自分の状況、これからの状況をマイクの前で話してくれます。そのときに、2、3年ぐらい前までは、私達は東栄町に帰ってきます、東栄町に戻って東栄町のために働きたいという子供たちが多かったんですけど、それ以後は東栄町に戻ってくるという言葉も、挨拶の中で東栄町という言葉、地元という言葉は一切なくなっていました。そんな言葉を聞いてちょっと残念に思い、今回教育長が新しくなったと同時に教育長の考えを新たに住民に知らして東栄町に戻っていただけるということを、心の中に染みつけさせていただきたいなと思い質問させていただきました。また、最後に校長先生からこんなことを言われました。林業は昔でいう3Kだと思われるのが残念です。県内に林業科は3校ありますが、田口高校のような林業科はないので、郡内の高校を大切にしたいと言われました。私は林業に携わっている方に話を聞くと、3Kとは思わないが、気が抜けない仕事である。山はいいよ、木が倒れるときの感動は味わった人しかわからないし、何とも言えない気分を味わわせてくれる。また、現在林業は大きな機械で作業を行うので楽しい。山で食べるお弁当は格別だよ。地元には林業科があるのでしっかりと基礎を身につけて、荒れて手付かずの山がいっぱいある。何とか森林を守ってくれるといいな。若い子は都会に憧れるので、1回は出て行っても数年たったら戻ってきてほしいと話していただきました。近隣に2校の高校があります。両方とも大切にしたいと考えています。次に市町村合併について伺います。人口減少、少子高齢化となり、財政不安、また住民からもあれやってこれやってと、合併すれば全て対応するというわけではありませんが、そろそろ合併を考えるときが来ているのではないかと思います、今回質問させていただきます。今までに明治の大合併と昭和の大合併、また平成11年から平成22年の10年間、平成の合併が行われてきました。明治の大合併は近代的な地方自治行政を実現するために基盤を整備することを目的とし、小学校や戸籍の事務処理を行うため、300戸から500戸を標準として進められ、明治21年に7万1,314あった市町村が明治22年には1万5,859と大きく減少しています。また昭和の大合併は1953年、昭和28年に施行された市町村合併促進に基づき、日本全国で多くの市町村が統合されています。合併の目的は、行政の効率化と財政基盤の強化とあり、その結果9,868あった市町村が、昭和36年には、3,472と約3分の1になっています。その後平成11年から平成22年の10年間に行った平成の大合併であります。合併の目的は、財政健全化、多くの市町村が抱える財政難を解消し、効率的な財政運営を実現するため、行政サービスの効率化、公益的な行政サービスの提供を可能にし、行政コストの削減を図る。人口減少と少子高齢化への対応、地域の持続可能な発展を目指し、人口減少や少子高齢化に対する対策を講じるため、広域的連合の強化、地域全体の経済発展やインフラ整備を促進するために広域的な連携を強化するためなどを目的とし、当時は東栄町も合併する方向で住民に個別説明を行いました。私も地区を回り、合併について説明をした覚えがあり、町民の皆様も合併するんだ、どこで合併するのかなどと思っていたと思いますが、結局合併することなく現在に至っています。国は平成の合併を行った結果、平成11年度に3,232の市町村から

平成 22 年 3 月 31 日現在で 1,730 市町村になりましたと、総務省は平成 22 年 3 月に総括した取りまとめを出していますが、その中に、今後合併できないというわけではないため、自主的に合併を選択する市町村に円滑化のために特例を用意、また、旧合併特例法、現行合併特例法化の合併市町村については確実に支援をすると国は言っています。2014 年、平成 26 年に栃木県下都賀郡岩舟町が栃木市に編入合併を行い、これが日本で最後の合併と書かれていました。現在の市町村の数は 1,718 となっています。ちょっと余談になりますが、東栄町でも昭和 30 年 4 月 1 日、町村合併促進法に基づいて、御殿村、本郷町、下川村、園村の 1 町 3 村で、第一次の町村合併を行い、東栄町になり、続いて昭和 31 年 7 月に三輪村の一部が、さらに同年 9 月に振草村の一部が加わり、現在に至っています。昭和 30 年、1956 年当時の人口は 1 万 1,567 であり、現在の 10 月末人口 2,716 人。何とも寂しい思いです。そこで町長に伺います。今後の合併方法として吸収合併、新設合併、合併協議、編入合併などいろいろあると思いますが、町長は合併についてどのように考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

それでは市町村合併のご質問をいただきましたので、回答させていただきます。今伊藤議員からお話がありましたように、日本においては市町村の役割の増大には基本的に市町村合併という方法で対処してきたというふうに思っています。大合併と大合併の間には、当然広域行政も行ってきましたので、今伊藤真千子議員が言われましたように、明治の大合併が一旦終わった後、広域行政、いわゆる組合。そして昭和の大合併、そして平成の大合併の間には、広域行政権というものがあつたと思います。そして大合併と繰り返されてきた状況です。特に今お話があつたように平成の大合併が一番近いわけでありますので、平成 11 年から平成 22 年 3 月末までは当然政府主導で行われ、ご承知のように少子高齢化、人口減少社会の対応策で財政基盤の強化と地方分権の推進を目指したものであつたというふうに思います。特にこの平成の大合併においては、アメの部分として、地方交付税の算定替や合併特例債が受けられ、財政の健全化が進み、持続可能な財政運営が見通せることが挙げられ、当時は地方交付税の削減など、合併推進に向けて国や県が動いていたため、小規模自治体が生き残るためには合併の方向しかないという風潮だったというふうに思っています。当時は合併に向けて、ご承知のように最初は新城市南設楽郡、北設楽郡の町村により合併協議会が始まりましたが、これもご承知のように不調になったと。その後は北設楽郡での協議が始まりました。これも不調になり、最後は東栄町としては豊根村と富山村との 3 町村の合併協議がありましたけども、最終的には先ほどお話がありましたように、単独を選んで現在に至つたというような状況であります。しかしながらまだまだご承知のように人口減少は続きますし、財政基盤も脆弱していくことが予想されます。今後小さな自治体が単独ではやらないことが多々あることから、既に私どもの北設楽郡も一部

事務組合、それから東三河においては広域連合をはじめ共同運営を展開しておるところでございます。特に広域行政につきましては、国が、いわゆる総務省が、全国的に画一的方法を示すことは当分ないというふうに私は思っております。究極の広域行政とも言える、いわゆる市町村合併も含めて、広域行政圏や、いわゆる定住自立圏を初めとする多様な広域行政の選択肢の中から、各市町村が自分たちに合った一番良い方法を自分たち自身で選択していくことが重要であるというふうに考えております。当然一緒になるということはそれぞれの自治体の考え方がありますので、その意見も聞かなきゃいけないということは重々あると思いますが、複数の市町村がいわゆる合体して一つの市町村として取り組むいわゆる市町村合併は財政措置等がない。さきほど言いましたように、もう一旦終了しておりますので、財政措置等がない中での動きは、私は当分ないというふうに思っています。一方で、個々の市町村はそのまま置いて単独で連携調整して取り組む広域行政は当然、今の広域事務組合を含め今後も将来を見据えて検討していけいかなければならないというふうに考えておるところでございます。以上であります。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

先日、佐久間病院に議会で視察に行ってきました。その際院長先生は、佐久間町も平成元年に 7,000 人だった人口も現在 3,000 人であり、東栄町とあまり変わらないが、浜松市と合併したおかげで年間 5 億円の補助を受けている。補助を受けているおかげで何とか病院が維持できているが、このお金がないと病院の維持も無理ですねと言われました。私は佐久間病院の院長先生の言葉だけ聞いて判断すると、東栄町がもし合併していれば、入院透析緊急受け入れも可能だったのかな、医師が少なくなったなどということも言われることもなく、平和な日々が送れていたのではないかなと思います。町は人口減少と少子高齢化となり、財政力が弱く、補助金、交付金に頼っている町です。合併をするしないに関わらず、今後は役場がやって当たり前、役場がやるべきだなんて思ったり言ったりしているときではなく、住民 1 人 1 人が力を出し合い、町を盛り上げるときだと私は思っています。以上で終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で 5 番、伊藤真千子議員の質問を終わります。次の質問まで 5 分休憩といたします。再開は 13 時 45 分になります。13 時 45 分に再開いたします。

----- 2 番 佐々木一也 議員 -----

議長（加藤彰男君）

再開いたします。

次に2番佐々木一也議員の質問を許します。

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。私は今回大きく2つのことについて質問をします。まず1つ目は悪臭に対する町の対応についてです。悪臭とは、人が感じる嫌な臭いや不快な臭いをまとめた呼び方です。一般的にいい匂いと思われる匂いでも、その強さや頻度、時間帯によっては悪臭と感じられることもあります。また、この臭いには個人個人の好みや嗅ぎ続けることによる慣れなどの影響もあり、ある人にはいい匂いに感じて他の人には悪臭に感じられることもあります。そんな臭い、悪臭についてですが、県内の工場や事業場から発生する悪臭は悪臭防止法等県民の生活環境の保全等に関する条例、愛知県の条例ですが、この条例によって規制が行われています。そして町は臭いの程度を、人の嗅覚によって数値化した臭気指数というものによる規制がされていて、事業者はその規制の基準を守ることとされています。悪臭の問題は臭いの感じ方が個人で違ったり、臭いが広範囲にわたって、どこが原因かわからなかったり、また一時的なものであったりと解決するのがなかなか難しく、時間のかかる問題です。この悪臭のことで質問しますが、過去10年で臭いの苦情が年間何回くらいこの地区から入っているのか伺います。また、苦情があったときにどのような対応をとってきたのか伺います。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

記録が残っているところで確認したところ、平成28年度は3件、平成29年度は6件、平成30年度はありません。令和元年度は1件、令和2年度と令和3年度はありません。令和4年度は9件、令和5年度は2件、令和6年度は1件です。地区は本郷地区で1件、それ以外は中設楽地区です。苦情が入れば現地に出向き、機械故障の有無などを確認し、苦情があったことを伝え対応しております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

今ご答弁いただいたところによると令和4年度が9件と、苦情が突出しているように感じたのですが、その原因が何であったと考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）
生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

この令和4年度の9件は乾燥機の故障による臭気漏れが原因でしたけれども、令和4年9月に乾燥機を新しく更新していただきました。

議長（加藤彰男君）
佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

令和4年度がそれで9件で、令和5年度が2件だったので、乾燥機の故障を直して苦情の件数が減ったのかなということで理解をいたしました。次の質問ですが、市町村長は悪臭防止法により臭いの発生している施設の運用状況、悪臭物質の排出防止設備の状況などについて報告を求めたり、工場や事業所に立ち入って検査をしたりすることができます。そこで伺いますが、過去10年で町内事業者に報告を求めたり、立ち入り検査をしたりしたことがあるか伺います。

議長（加藤彰男君）
生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

記録が残っているところで確認したところ、報告を求めたり、立ち入り検査は実施しておりません。

議長（加藤彰男君）
佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

続けて質問させてもらいますけど、市町村長は工場や事業場から発生する悪臭が規制基準に適合しない場合で住民の生活環境が損なわれていると認める場合は、改善勧告だったり、その改善勧告に従わない場合は改善命令というものを行うことができますが、過去10年で改善勧告や改善命令を行ったことがあるか伺います。

議長（加藤彰男君）
生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

記録が残っているところで確認したところ、改善勧告や改善命令を行ったことはありません。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

立ち入り検査や勧告、命令の悪臭防止法に定められているものによる方法が行われていないということで理解をしました。ただ、いつ法令に則った方法を実行しないといけなくなるのかというのはわからないと思いますので、いつでも行動ができるような体制だったり、心構えというものはお願いしたいなと思います。次ですが、平成 30 年度の臭気指数の測定ですが、この町の臭気指数の基準値は 18 ですが、平成 30 年度は 21 という測定結果が出たと伺いました。このときはどのような対応を行ったのか、またそれにより何が改善されたのか伺います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

平成 30 年度の基準値を超えたときには、既に機械の改修計画がありましたので、注意書として文書を発出しました。水洗塔と言われる蒸気を排出する施設がありましたが、この蒸気を脱臭炉へ送り、熱処理してから排出する方法に変わりました。この工事によって、臭気指数測定で基準値を下回る数値となったため、住民の生活環境が改善したと考えています。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

先ほどから出ている臭気指数の測定について聞くんですけど、この臭気指数の測定は町は業者に測定を依頼しているかなと思います。この測定ですけど、測定を行った日からその結果が町に報告されるまでにどれくらいの期間や時間がかかるのか、概ねでいいので教えてください。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

おおむね 10 日ほどで結果が報告されます。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

10 日ほどで結果が来るということで、測定してその場でわかるものではないということで理解をさせていただきます。先ほどの答弁で平成 30 年度の臭気指数の基準値を超えたときには既に機械の改修計画があったと言われていたと思うんですけど、改修の計画ということは、臭いの発生元に町から既にお願ひしていたことがあって計画が出てきたということでしょうか。この改修計画が出てきた経緯について伺います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

この改修計画は平成 30 年 8 月に御殿地区の住民の働きかけによって、工場見学や事業所との意見交換を実施した結果、事業所が自主的な調査をいたしまして、その結果、水洗塔が原因である可能性が高いというところから、蒸気の処理方法を熱処理して排出する方法に変更する工事が実施されたものです。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

この改修計画が出てくる前に住民の方から働きかけを行った結果、事業者の方がその意見を踏まえて直していただいたからということで理解をします。続けますけど、県民の生活環境の保全等に関する条例、愛知県の条例とですね、もう一つ愛知県事務処理特例条例というものによって、一部の工場や事業場というのは毎年度終了後 1 ヶ月以内に、悪臭物質の施設の構造だったり作業方法などを市町村長に届け出ることになっていますが、これに該当する工場や事業場が町内に何施設あって、届け出がされているか伺います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

町内にはそのように該当する工場および事業場はありません。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

該当施設がないという答弁を今いただきましたが、もし条件に該当する工場などができた場合、その事業者がこういう届け出があるというのを知らない可能性もありますので、届け出の提出が滞らないように町の方から提出を促すなどの対応をお願いをしたいなと思います。また、今までは該当しなかった事業所、工場とかでも取り扱うものが変わったりすれば届け出の対象になる可能性もありますので、既に創業している事業者が事業内容が変わったというのを耳に入れるようなことがあったらその届け出の対象になる可能性もありますので、少しそういうところも気にかけておいていただきたいと思います。次に移りますが、平成 14 年に環境省から、臭気対策行政ガイドブックというものが出されています。ガイドブックには、悪臭に対する苦情の処理の流れなどが記載がされています。そこには苦情があった場合には、規制対象の事業者には法に定める規制基準を守らせるとか、場合には規制対象に入っていない事業者に対しても悪臭防止の対策を講じさせて規制基準を守ること、これ以上の改善をするように事業者を、この場合は説得ですけど、説得することが重要になるというようなことが書かれています。このことから、悪臭防止法によって臭気指数の測定結果が基準値を超えると勧告だったり命令というような手段も扱えるようになるわけですが、測定値が基準値を超えるような状態になる前から臭いに対する対策を話し合っていくことはできるのかなと思います。これらを踏まえて、これからは臭いの苦情があったり臭いの感覚的な強さ、これ臭うなっていうような感覚を数値化したものに臭気強度というのがあるんですが、この臭気強度という値が町で指定されている 3.5 という、これに相当するような臭いを感じたりするようなときには、臭いの発生源である事業者と対策を話し合っていく考えがあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

悪臭防止法や条例の規制対象とならないものもあり、また、法規制等の対象となるものであっても実施した場合には、規制基準未達となるものもあります。ただ、苦情がなくなったわけではないため、今後も引き続き現地に出向いて、苦情があったことを伝えたりして対応はしていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

臭いの問題は、冒頭にも言いましたが、一時的な場合もあって解決するのがなかなか難しい面もあると思います。悪臭防止法に規定するような勧告だったり命令という手段は臭気指数が基準値を超えないと行えない方法であって、先ほどの答弁にもあったんですけど、その臭気指数の基準値の測定結果が報告されるまでには 10 日ほどの時間があるということで時間がかかるものになっています。その測定結果を待っているのは臭いの発生源にたどり着けずに何が原因なのかわからなくなってしまう可能性もあります。このことから、今答弁いただいたように、この臭気指数の測定結果を待って動き出すんじゃなくて、臭いの感覚的な強さの臭気強度という方ですね。臭いとか臭うなって思ったら、強い臭いがするという、もう 3.5 相当になってくるので、臭いがするなと感じたら速やかに対応していただきたいなど。苦情が入る入らないじゃなくて、役場の周辺でも臭えば動いていただけたらなと思います。途中の答弁でもありましたが、この臭いが広がっている地域の方と町とあと事業者が話し合える場を定期的に作るなどしてお互いを知ってもらって協力し合う。そして臭いの問題が解決できるようにしていただきたいなと思います。次に一般質問の大きな 2 問目、大規模な地震に備えるための支援などについて質問をしていきたいと思います。あと少しで令和 6 年も終わりますけど、今年は能登半島で大規模な地震が発生して始まりました。この地震では、比較的古い木造の住宅で甚大な被害が出たと報道がされています。昭和 56 年以前に建築された建物というのは、耐震性が不十分な建物が多く存在していて、全国的な耐震化率の調査では、能登半島地震の被害のあった輪島市や能登町の耐震化率は 50% 前後です。そしてこの東栄町の耐震化率はその半分ほどの 26.5% しかありません。このあまりにも低い耐震化率などを上げるためにこの町では、県などと協力して、住宅の無料耐震診断や耐震改修の補助を行っているわけですが、これまで以上に住宅などの耐震化を促進するために、具体的な耐震化の目標だったり、目標達成のために必要な施策を定めて、東栄町耐震改修促進計画というものを令和 3 年 3 月に策定して運用をしています。この耐震改修促進計画を主にして質問をさせていただきます。まずこの町の耐震化率は 26.5% となっていますが、これを求めるために使っている数字が課税台帳を基にしています。この耐震化率を求める住宅の総数には、空き家だったり、物置、車庫などが含まれているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

この住宅総数につきましては、居宅兼店舗など居宅を含むものが該当しますので、車庫や倉庫は含まれませんが、空き家は含まれます。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

今のご答弁で車庫だったり物置というのは含まれていませんが、空き家は入っているということで理解をしました。この町の耐震化率はとても低いものになってしまっていますので、使われていない空き家についてはこの耐震化が必要な建物から除くことができれば、数字だけになってしまいますが、耐震化の必要な住宅などの本来必要な実数に近づけると思うので、そういうところも検討に入れていただきたいなと考えます。次に、耐震改修や耐震診断などの PR をどのように行っているのか伺います。また、それに対する町民の反応やその効果についても伺います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

PR の方法としましては、東栄チャンネルや広報とうえいに掲載をしております。町民の反応ですが、耐震診断については、ここ数年 3 件を超える申し込みがある年もあり、今年度につきましては、能登半島地震の影響もあり年度早々から申し込みがありましたので、2 件分補正で追加をさせていただいた状況です。耐震改修ですが、令和 3 年度に 1 件の申し込みがあつて以来、今のところありません。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

PR した結果が数件の耐震診断にとどまってしまっていますので、東栄チャンネルと広報とうえいのみでの PR ということでしたが、まだまだ不十分じゃないかなと思います。耐震診断を年間せめて 10 数件実施してもらうことをまず目標に持ってもらなどして、そのような目標を作って、それに向かうように様々な PR 活動の展開ができるようなことを望みます。次に耐震化率の目標値のことで伺います。東栄町耐震改修促進計画では令和 12 年度の耐震化率の目標を 90% に設定しています。現在の耐震化率が 26.5% で、令和 12 年度までに 63.5% アップさせて 90% にするには 814 戸の住宅に耐震改修などが必要になります。あと約 6 年でこの目標を達成できるのか。達成するためには、今後どのようなことを進めていこうとしているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

耐震改修につきましては、令和3年度以降申し込みがない状態が続いております。耐震診断を実施後であれば、耐震改修に対する補助金が交付されることをもっと強くPRしていく必要があると考えます。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

全国の市町村の耐震化率の目標値を見ると、現在の耐震化率の大きい少ないに関わらずほとんどの自治体が耐震化率の目標が東栄町と同じ90%になっています。個人的に考えると国の目標に合わせるなどしてこのような数字を設定しているのかなと思いますが、その目標の数値90%と現在の数値の差が小さいところだったらまだいいんですけど、大幅に下がるようなこの東栄町のような自治体では、はっきり言ってこの目標を達成するのは難しいんじゃないかと思いますし、何といたってもその途方もないような目標に向かって事業をやっていく、自治体のやる気、これがまず出ないんじゃないかなと思います。せめてもう少し実現可能な数値をとりあえずの第1のゴールとして設定をして、関係する耐震化率を上げていかないといけない業務を担う職員が、その実現が可能そうな目標に向かって事業を展開できるようにしてもらいたいなと思います。PRしていくって言われていましたけど、このPRの方法も具体的に何をすればいいのかというのを考え出して様々な展開を期待します。例えばですけど、町のホームページには無料耐震診断と耐震改修のことが記載はされているんですが、細かなことまで記載がされていません。国土交通省の耐震改修のページを参考にすると、もっといろんなことが掲載されているので、そこから拾っていただきたいなと思います。一つ例を挙げると、町は耐震改修に100万円を上限に補助をするとしていますが、実際耐震改修にどれぐらい費用がかかるのかというのが掲載されていません。国土交通省のホームページには耐震改修の工事費の目安を示したパンフレットが掲載されていますので、このような資料などから、特に東栄町の町民の皆さんが気になるところを抜き出してホームページに掲載するだとか、東栄チャンネルだとかチラシだとかあると思いますけど、そういうところに入れてもらって、もっと耐震改修について理解を深めやすいものにしていただきたいなと思います。次に移りますが、この町の耐震化促進のための支援制度には、先ほどから言っている無料耐震診断と耐震改修費の補助、あとそれと耐震改修をした場合の税制の特例措置があります。これは国や県と協力して実施をしているわけですが、国の支援制度を見ると、耐震改修の他、一定条件に該当すれば建て替えだったり、建物の除却、耐震改修に合わせて行う省エネ改修にも補助が適用されます。このことから、耐震改修だけではなく、建て替えや除却などに関しても補助をするように、町の制度の範囲拡大というのをお願いしたいですが、その考えがあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

現在の財政状況から鑑みると、町独自での補助制度の拡充は困難なため、国や県の補助制度の拡充など動向を見ながら今後検討していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

耐震改修だったり、除却、部分的な耐震化など様々な方法を町民の皆さんが選択できるように国や県の補助制度の確認を随時してもらうとともに、先ほどから何遍も言っていますが、しっかりとした PR 活動というのをお願いします。次に移りますが、平成 14 年に起きた東海地震による建物被害予想では、この町の建物の被害は、全壊と半壊を合わせて 200 戸程度と想定がされています。平成 14 年なので少し資料は古いんですが、令和 12 年度までに耐震改修などが必要な耐震性が不十分な住宅は約 800 戸なので、その全てが倒壊してしまうと想定されているわけではありません。このことから、耐震改修を進めるのはもちろんなんですが、倒壊しなかったら倒壊しなかった住宅から無事に脱出ができるようにする必要があります。例えば家具の転倒防止対策だったり、ガラスの飛散防止対策、あと電気が復旧した後に発生する恐れのある通電火災の防止対策についても支援を広げることが防災対策を進める上で必要と感じますが、まずその考えがあるか伺います。また、このような防災対策品の支援、この支援の他にその防災対策品を設置すること自体が困難な人もいます。このことから、シルバー人材センターであったり、社会福祉協議会などと協力して、防災品の取り付けなどについても支援ができたらいいいのかなと思いますが、考えを伺います。なお、東三河ではですね、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市が防災品の補助であったり、その取り付けについて支援事業を展開しています。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議員が言われるように、新城市や豊川市などでは家具の転倒防止対策やガラスの飛散防止対策に対して支援や補助をしております。本町でもこれらの機器の設置自体が困難な方が多くいることは認識をしておりますし、地震災害では家具の転倒による被害が多いため、この分野に支援をすることは重要だと考えております。方法としましては、取り付け支援や器具の現物支給等様々あるかと思いますが、先行自治体の事例を参考に財源を含め検討してまいりたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

地震の揺れで建物が倒壊しなかったとしても、家具が固定されていなければ家具の転倒によって押しつぶされとか、扉が開かなくなってしまうという危険性があります。ガラスの飛散防止をしていないと避難する際に足を怪我して避難生活に支障が出たり、感染症のリスクなどが出てきます。感震ブレーカーなどを取り付けていないと、地震後の電気復旧に伴って切れかけた配線などがショートして通電火災を発生させる可能性があります。以上のように地震などの災害には死傷したり、財産を失ったりするタイミングは様々なところに隠れています。せっかく避難できた人がその後に悲しい思いをしないように防災対策の支援を財政財源も含めて検討をしていただきたいと思います。次に防災意識の向上について質問をしますが、この町の皆さんのほとんどが大きな地震を体験したことがないと思います。ご自身が一度地震の体験をすればその対策をしようとすると思いますが、できたら災害に遭わない方がいいですし、そのときの災害で無事でいられるかというのもわかりません。ですから別の方法として、防災対策への関心を持たせたり、耐震改修を進めていったりするには、地震の恐ろしさを疑似体験するとか、防災に関することに触れる機会をつくる必要があると考えます。例えば地震体験車なまず号で自身の体験をするとか、防災グッズに触れてみたり使ってみたりするとか、いろいろな非常食を実際に食べてみるとか、年に1回ぐらいは地区を回していくなどして体験をする機会を与えることがいいと思いますが、その考えを伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

東栄町では大地震含め大災害が発生したことはありません。関心はあるけどなかなか防災対策に手が回らないという町民の方も多いかと思います。兵庫県や東北沿岸部の被災地の方は特に防災意識が高いと言われますが、自分で体験したことは自分の意識に強く残り、自分ごととして防災、災害を捉えることができます。議員が言われるように防災グッズに触れる、非常食を食べる等の体験を通じ、少しでも町民の防災意識が向上するような取り組みを続けていくことが大切だと考えております。町としましても防災士の育成に努めておりますし、防災士と一緒に防災啓発に関する企画や行事を検討してまいります、個人や家族、地区の自主防災会においても、防災について考える機会を定期的に設けていただき、町全体で防災意識の向上を図ればと思っております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

ご答弁の最後の方にありましたけど、この町には防災士が他の市町村よりもたくさんいますし、防災士会もあります。そのような組織と協力してもらって、町だけだとどうしても難しいこともありますので、防災士だったり、他の防災に関わる行政もありますので、そういうところと協力をして、防災のことを聞くだけではなくて実際にやっぱり目で見るとか手で触れるとか、そういう体験ができる機会を設けるなどして、少しずつでも耐震化率の向上の他に町民の皆さんが防災意識の向上に繋がるような事業が展開できることをお願いしたいと思います。最後に町長に伺いたいと思いますが、この大地震に備えるための支援の他、町民の防災意識の向上などについて首長としてどのようなことを思い考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

お答えさせていただきます。まず災害大国と言われる日本は地震や津波、豪雨、洪水など様々な自然災害が発生しておりまして、自治体における地域住民を守るための防災対策が求められているところであります。状況に応じた適切な行動をとってもらい、被害を最小限に抑えるためには、まず地域住民の防災に対する意識を高めて、1人1人がお互いに助け合う自助と共助の取り組みを促進していくことが一番重要だというふうに考えております。防災は言うまでもなく、私どもの地域の住民、そして組織をしています消防団、それからボランティア、防災士を含めてですが、それから事業所、そして行政などなど多くの担い手の共同行為であります。その中で首長としての役割としては、災害対策本部の本部長として関係者間で状況認識を統一させて、多様な災害対応の舵を取る重要な役割だというふうに思っております。当然であります。先ほどもお話がありましたように、私も人間ですが、一度経験していれば当然2度目は改善して、再度3度目はもっと良くなるというふうに思っておりますが、災害対応も同様に良い対応ができるはずで。根底には経験値が当然関係してくるわけでありまして、しかし多くの場合、当然私も含めてですが、未経験の災害に対して高い意識を持ち、防災対策を推進することは容易ではないというふうに思っています。こうしたことから国や県においても、今の日本全国を見ても多発する災害が発生しておりますので、私が就任してからもそうですが、いわゆる国において危機管理のトップセミナーだったり県においてのセミナーもありますし、それから市町村長の災害対応力の強化のための研修、様々な研修が毎年開催をされております。この12月議会の初日にも私が行政報告でお話をさせていただきましたが、トップがなすべきこと、5つの重要事項ですね。駆けつける、体制を作る、状況を把握する、目標対策についての判断、そして住民に呼びかける。こうしたことに十分対応できるように今後も災害に対する危機管理の訓練を受けながら努力をしてまいりたいと。そして自分たちの地域への責任を

果たしていききたいというふうに思っているところです。それから先にお答えをさせていただいた通りであります。地域住民の防災に対する意識を高め、1人1人が互いに助け合う自助と共助の取り組みを促進することが大変重要だというふうに思っております。したがって、地域住民の自助共助を促進するための取り組みを来年度実施していきたいというふうに考えております。自助共助の重要さに焦点を当てた防災フェアを、仮称ですが、開催できたらというふうに考えております。内容はまだまだ決まっておりますが、住民同士の交流を深めつつ、防災に関する意識や取り組みを啓発するイベントにしたいというふうに考えておるところであります。本年度9月1日は防災訓練ができませんでした。中止をさせていただきました。災害等の状況もありましたが、そういう状況でありましたので、来年度はこの前後にあります8月30日の土曜日か31日のどちらかで開催できればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。開催にあたっては、当然自主防災会はじめ、それから先ほどもお話が出ました、東栄町は防災士が27名という現在、まだまだ講習等を受けていただくように毎年助成もさせていただいておりますが、できればそういった方々にも協力をいただいて、さらにはNPO法人だったり各種団体等にもご協力をいただいて実施をさせていただいて、先ほど佐々木議員が言われましたように、皆さんが防災意識に対する認識を深められるよう頑張っていきたいと思っております。それからもう一つ、なかなかの防災の講習となりますと大変難しい話の講演会というふうになってしまいますが、まずは先ほどもありましたように、個々の耐震診断だったり、もとより耐震改修はただお金の問題だけでもありませんし、中には今住んでおるところをやめられて新しい家という方もみえますので、そういったことを含めて、まずは耐震診断の状況の基本的な状況をお話をする場を、先ほど言ったフェアの中でもそういう取り組みができたというふうに思っておりますので、ぜひ皆様方のお知恵を借りて来年度に向けて計画を立ててまいりたいと思っておりますので、よろしくまたご指導等をお願いしたいと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

町長に答弁いただいた通り、自助公助が非常に重要だと思いますし、この町としてやることを精いっぱいやっていただきたいなと思います。来年度の防災フェアということが今ありましたけど、それをスタートにして、毎年そんな大きなイベントじゃなくてもいいので、町と地区が防災についてできるようなことを継続してやっていただきたいなと思います。防災対策は実際に災害が発生して初めてその効果がわかるもので、事前の準備が後回しになりやすいものになってしまいます。ただ、いざ災害が発生したときには事前の対策がどれくらいできているかによって、被害の大きさもその後の復興や復旧のスピードも大きく変わってきます。防災について、町も町民の皆さんも一層の理解を深められるような事業展開をお願いをして、私の一般質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で2番、佐々木一也議員の質問を終わります。次の櫻井議員の質問につきましては、14時35分再開いたします。14時35分、次の質問を再開いたします。それまで休憩いたします。よろしくお願いします。

----- 4 番 櫻井孝憲 議員 -----

議長（加藤彰男君）

再開いたします。

次に4番、櫻井孝憲議員の質問を許します。

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

4 番、櫻井孝憲です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。質問は2項目になりまして、1つ目は南海トラフ巨大地震についてです。それに関しては先ほどの佐々木議員からもありましたので、重複して話しにくいところもありますけれども、また繰り返し質問させていただきます。2番目はとうえい温泉についてです。まず1番、南海トラフ巨大地震について、1月1日に発生した能登半島地震に続き、8月8日には日向灘地震と立て続けに巨大地震が日本列島を揺るがしました。日向灘地震を受けた政府は、史上初となる南海トラフ地震臨時情報を発表しました。地震の専門家は、南海トラフ地震の震源地が活動期に入った可能性があると言っています。南海トラフ地震が発生した場合、日本列島が壊滅的な打撃を受けるのは間違いないと言われ、被害規模は東日本大震災の10倍になると見られています。地盤が強いと言われている東栄町でも他人ごとではなく、最大震度6弱が来ると言われています。政府の地震調査委員会は、マグニチュード8から9の巨大地震が今後30年以内に70から80%の確率で発生すると予測しているので、危機感を持って地震対策を講じ、町民に訴えていく必要があると思います。災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視し、生き残ることを第1優先すべきと考え、また、今すぐにも大地震が起こるかもしれないという認識を持ってほしいということで質問させていただきます。1番、東栄町が南海トラフ巨大地震への対策を講じる上で、課題、問題点はあるのか。あるとしたらそれは何か伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

課題、問題点ということでございますけども、前提としまして数多くあるのが現状かと思えます。これは国においても、全国どの自治体でも同様かと思いますが、その中でも大きく3点挙げさせていただきます。まず1点目は、住宅の耐震化率の低さ。2点目は孤立集落対策。3点目は災害時の働き手不足の3点です。まず1点目の住宅耐震化率の低さですが、住宅耐震化率は27%という状況です。町としまして昨年度、全地区のおいでん家を回り、耐震改修の必要性や補助金等の説明を実施してきましたが、現実的には厳しい状況であると感じております。今後の住宅の利用や家族構成等の影響で、特に高齢者のみの世帯では耐震改修という行動に移せないという実情もあるかと思えます。2点目の孤立集落対策ですが、東栄町は小さな集落が各所に点在しております。大地震により道路が寸断した場合、1週間以上にわたり複数の集落が孤立状態になることも予想されます。3点目は災害時の働き手不足です。町職員、消防団員の数は限られています。町民の約半数は65歳以上の高齢者で、限られた人員で初動対応をすることとなります。他の自治体からの応援制度や災害ボランティア制度もありますが、南海トラフ巨大地震のような日本全体に影響を及ぼす広域災害の場合、人手不足により発災後から応援に入っただけの時間で時間を要することも考えられます。大きな分類といたしまして、以上3点を挙げさせていただきます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

要望なんですけど、課題問題点の3点については、東栄町は集落が点在しているので、道路が寸断された場合でも対応できるよう、近隣で助け合う自主防災組織が大切になります。行政として自助共助の強化を図るとともに、事業者も含めて効率的に行動できるよう指導してほしいと思っております。また東日本大震災等では、行政が全ての被災者に迅速に対応することは難しいこと、また、行政自体が被災して機能が麻痺することがあるなど、公助に限界があることが明らかになりました。地域コミュニティは防災活動と深く重なり、地域コミュニティイコール地域の自主防災組織ともなっております。また東栄町はそういったところへ力を入れている。コミュニティの活動の活性化は、防災活動の活性化にも繋がっておりますので、いいと思っております。また、さらに自主防災組織も限られた人員で初動対応することになるので、防災DX、デジタルトランスフォーメーションを活用し、いわゆる災害時の情報収集を積極的に進めてほしいと思っております。このデジタル技術を活用することで、自主防災組織等の人員不足を補うためだけでなく、効率的な対策ができると思っております。また、デジタル庁が設立した防災DX官民共創協議会もあるので、そういったところからも情報を取ってほしいと願っております。2番目、質問いたします。町民が南海トラフ巨大地震に備えることができる

ように専門家により地震対策に関する講演などの防災教育も大事だと思いますが、充実強化を行うことが可能かどうか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

町の防災訓練等の機会に専門家による講演等を実施することは可能であると考えます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。先ほど町長のお話をいただきましたが、トップの地震の危機管理の研修に出られたということでして、やはり行政職員自身も専門家による講演を聞いたり、まず勉強をするというのは、職員研修として大事だなというふうに思っております。ぜひそういったものがありましたら、積極的に職員の方も参加して行ってほしいなと思っております。また、能登半島地震では職員を東栄町でも現地へ派遣し、私達議員の前でもいろいろと説明を受けました。そういったものをフィードバックして他の職員と共有し、防災対策の強化を図るためにそういったものが生かされておるのかということをお聞きしたいです。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

派遣された職員の発表会のようなものは、防災訓練の日に職員向けに予定をしておりましたが、これが中止となってしまいました。ただし課長や議会、区長会に対しては発表会を行い、情報提供等させていただいております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。そういうのはやっぱり大事にして行ってほしいなと思っております。次に質問させていただきます。南海トラフ巨大地震に備えた心構えや準備すべきものとして、ウェブ上での告知や冊子だけではなく、行政と地域が共同して作成したチェックリストや地域のハザードマップが掲載された緊急時にも確認が容易にできるような簡易版を各戸に再配布することが可能かどうか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

防災のチェックリストや地域のハザードマップが掲載された簡易版を各戸に再配布することは可能かというご質問ですが、まず東栄町防災ハザードマップの冊子は令和4年4月に全世帯へ配布をいたしました。次に簡易版ですけども、防災チェックリストという形で、令和4年度東栄町防災訓練の際、当時の組長を通じ配布した経緯があります。再配布は可能だと思っております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

ありがとうございます。これからは要望なんですけども、うちにもいろいろと冊子もあって、落ち着いて腰を机に向かって読まないといけないのは冊子でして、やっぱりいざというときに何をしたら良いのか、地震があったらわからなくなってしまうと思っております。まずは玄関等に貼っていただいて、それで毎日見ることで自然とどういった行動をしていったらいいかというのを覚えてくると思いますので、そういったものを希望しております。以前に配布されたチェックリストの内容も僕も見さしてもらいまして、今度は南海トラフ大地震に特化した内容を盛り込んで、町民の防災意識を高め、室内の目につくところ、今みたいに貼れるようなものを配布してほしいと願っております。具体的に言いますと、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの迅速な避難体制や準備すべきもの、家具類の転倒や飛散を回避するための対策を講じているかどうか。また、出火や延焼の防止対策、地震発生後の避難生活の備えに関するチェックリストなどです。また、こういったことは町民へ啓発することで意識が高まってくるのではないかなと思っております。次に4番、先ほどとも重複しますが、東栄町耐震改修促進計画によれば、令和4年度が耐震化率26.5%、令和12年度は耐震化率90%が目標になっておりますが、どのように進めていく見通しであるか伺いたいと思います。また、耐震化に対する国や県を含めた補助金があるのか、再度お願いいたします。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

耐震改修は令和3年度以降申し込みがない状態が続いております。耐震診断を実施後であれば、耐震改修に対する補助金が交付されることをもっと強くPRしていく必要がある

と考えます。耐震化に対する補助金は、耐震改修補助金があり、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市町村 4 分の 1 で、上限 100 万円となっております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

目安なんですけども、住宅 1 軒あたりの今までのその耐震工事にかかった金額は、住居の大きさにももちろんよると思うんですけども、概算を知りたいので、実際いくらだったか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

今言われたように居宅の構造ですとか大きさなどにより異なるため一概には言えませんが、診断をしていただいた結果から見ると、耐震改修をする概算費用としましては、約 200 万から 500 万ほどの幅はありますけど、そのぐらいかかると思われます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。先ほどお答えいただいた課題問題点の中で、高齢者のみの世帯では耐震改修という行動に移せないのが実情だと思っているんですね。お隣の設楽町では、家屋全体ではなく通常の耐震補強工事よりも費用を抑えることができ、工事期間が短く、また再利用もできるような家屋の一角に設置する耐震シェルターに補助金が出ておるんです。今後東栄町でもそのような補助金を検討してもらえないのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

国や県の補助制度ですとか、他の市町村の動向を見ながら検討していきたいと思っています。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

令和3年度以降、耐震改修の申し込みがない状況について、補助金について広くPRするなど、東栄チャンネルや広報とうえい9月号にも掲載されておりましたが、具体的な料金プラン、どのくらい町民は耐震するのに必要なかなって不安だと思いますし、そういった意見もありました。まずは目安が要るんじゃないかなということで、そういった料金プランをわかりやすく提案したり、また、防災訓練時に説明を行うなど、実際耐震シェルターはこういったふうなものになりますよという感じのものがあればわかっていただけるし、とっかかりにはなるんじゃないかなと思うんですけども、こういった耐震化率を上げていくという上では、まずは無料耐震診断をしてもらうというのは大事だと思いますので、そういった利用促進のためには更なるそういった対策はできないものかなと伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

具体的な料金プランの提示はできませんけれども、耐震診断をし、実施していただければ、概算工事費につきましては提示がありますので、それを参考にしていただければと思います。PRの方法につきましては現在、広報とうえいと東栄チャンネルのみとなっておりますので、もう少しホームページの内容を細かくするですとか、耐震診断をされた方に個別にPRするなどの方法を検討していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

なるべく町民の目につくような形で、無料診断だとか耐震ということに関して、していただけたらと思っております。次に5番、質問させていただきます。東栄町を見て歩いてまいますと、古くて住んでいない家、ちょっとこれは揺れたら倒壊してしまうんじゃないかなという、空き家またはそういったものが崩れてしまったら生活道路にも出てきてしまうんだらうなという不安の空き家というものもあると思うんですが、こういった南海トラフ巨大地震により崩壊の危険がある空き家が地震により隣の家や道路へ倒れることによる被害の対策はあるのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

東栄町地域防災計画の住宅対策では、町は平常時から災害による被害が予測される空き家等の状況把握に努め、災害時には、適切な管理のされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の措置を行うものとするがあります。原則としましては、危険空き家については、平常時に把握をし、所有者へ除却を含めた対応を交渉していくことが対策となるかと思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。今言われた危険空き家について、平常時に把握をし、所有者へ除却を含めた対応を交渉していくと今言われましたが、実際に危険空き家は何件あるのか、また交渉は順調に進んでいるのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現在、特に危険な特定空き家と呼ばれるものですが、こちらが1件ございます。ただし、除却に向けた交渉等はこちらの空き家の持ち主が遠方であり、また体調を崩されているというような理由もあり、除却に向けた交渉はなかなか進まないのが現状であります。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

こちらは要望ですけど、このまま進まないからといって放置するのもやっぱり良くないと思っていますので、次の段階へ進める時期には来ているのではないかなと思っています。そういうのを含めて、どういうふうに進めていったらいいかというのを、空き家の再利用にしていくのか、そこの区へ相談して進めていくのかという、いろいろな方法を取りながら進めていって欲しいなと思っています。次に6番、電気水道トイレの長期的なライフラインの寸断に対する備えをどのように考えているのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず電気につきましては、発電機、蓄電池、水道につきましては給水車、トイレにつきましては設置型簡易トイレの備蓄配備をしております。しかし、十分な数かと言えばそうではありませんので、各世帯においても必要な備蓄品の準備のお願いをしております。町としましては、今後も国県の補助金等を活用しながら、必要な備蓄品の配備を進めてまいります。電気につきましては、令和2年度から家庭用発電機等購入補助事業を実施し、約200世帯が本補助金を利用し発電機または蓄電池を購入いただいております。下水道は、各自治体からの支援が入るまでは自分たちで対応する必要がありますので、現在の給水車の状況を踏まえ、対応検討しなければならないと考えております。また、自主防災会においてもコミュニティ助成補助金を活用し、各区の実情に応じて各備蓄品の配備を進めていただいております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

再質問です。能登半島地震だとかはやっぱり4ヶ月5ヶ月と、電気水道トイレ問題は翌日から大問題になったということがありまして、いろいろあるんですけど、まず一つとしては、今ある公衆トイレの整備について、観光のためではなく、災害対策のために防災計画、防災の一つとして考えることができないのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

ただいまの質問ですけれども、公衆トイレの今後の取り扱い等を含め、担当課である経済課とも協議をしていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

再質問です。わかりました。あとやっぱり電気というものは大事になっていまして、充電だとかいろいろと明かりのこともありますので、発電機を始め、各区の自主防災組織の備品として行政はどのように把握しているのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今ちょっと手元に細かい資料を持っておりませんが、約2年ほど前に調査を実施しているため、ある程度自主防災会で備えているものは把握しております。今後も随時、調査をする方向でいきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。次に水のことなんですが、給水車は道路が寸断した場合は使えないということなんですが、その場合の対策はどのようにされるのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

浄水場がまず被害を受けていないということだと推測をいたしますけれども、給水の方法といたしましては、地区内のどこかの避難所などへ行くことが可能であれば、そこで給水活動を実施することになると思います。そこまでも行けないような場合でありますと、町職員の数は限られており、職員で運ぶということも困難になりますので、各世帯において必要な備蓄品として準備をお願いすることになると思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

やっぱり水も大事だと思いますし、やはりこういった点在している集落ですので、まず給水車というよりも各コミュニティのところに浄水器だとか、どういった浄水器かまた選んでもらう必要があると思うんですけども、まずは飲水はその区コミュニティの自主防災組織で確保できるような形に今後なってくるといいのかなと僕は個人的に思っております。またトイレだとかそういったものを使う水は東栄町は地の利があると思いますので、山の水や川の水は使えると思いますので、まずは飲み水の確保は大事になってくるかなと思いますので、考えていただきたいと思っております。次に7番目、町の非常食や備品などの備蓄の充足状況について内容は具体的にどのようなになっているのか。また、どこに何がどれだけ実施されるのか、さらに毎年入れ替えするものを確認しているのか伺いたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

備蓄品の内容、どこに何がどれだけ備蓄されているかにつきまして、主なものを回答させていただきます。まず備蓄品の内容ですけれども、食料につきましては、アルファ米、無洗米、カレーうどん等の主食が計7,200食分、飲料は500mLのペットボトルの天然水が約7,000本ございます。次に電気関係ですけれども、発電機が12機、蓄電池が4基、コードリールが13基、避難所設営関係では簡易ベッド等が約150台、設営型の簡易トイレが10基、その他毛布や感染症対策用品を備蓄しております。備蓄場所ですけれども、主には役場職員の駐車場に設置してある各種防災倉庫に備蓄をしております。入れ替えにつきましては、防災備蓄台帳で随時確認をしております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

Sアラートなどでも場所は防災倉庫など確認できるのでいいと思っております。また、備蓄品に関しては能登半島地震も参考に、何が本当に必要であったのかを参考にし入れ替えなどをしていってほしいなと思っております。8番、次の質問にいきます。南海トラフ大地震発生時の連携について、行政と自主防災組織、消防団、防災士、民生委員との連携は欠かせないと思うが、どのような体制になるのか伺いたいと思います。また、防災訓練が9月に三輪地域でも実施される予定であったと聞くが、何を目的とした訓練であったのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

災害時における行政と各団体との連携体制について回答をさせていただきます。まず自主防災会におきましては、集会所等に自主防災会災害対策本部を設置し、IP無線を開局、災害対策本部と連絡体制を確立します。地区内の被害状況等を収集し、町災害対策本部へ報告をします。次に消防団についてです。消防団は発災後所属詰所に参集し、無線を開局します。消防団長は町災害対策本部へ参集し、各地区から上がってくる被害状況を精査し、消防団として対応すべき事案を判断し、各分団へ出動指令を出します。次に防災士です。防災士の皆様は原則地元自主防災会の一員として活動をします。地域の防災リーダーとしての役割を期待しております。最後に民生委員ですけれども、要援護者の安否確認が主

な役割となります。今年度の防災訓練の際、三輪地区で予定していた訓練は何を目的としていたかについてですが、災害対策本部からの要援護者把握の指示により防災士、三輪地区自主防災会等が安否確認し、町災害対策本部へ報告する訓練を計画しておりました。以上です。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問ですが、三輪地区で予定していたこの防災訓練について、もう少し手法というのか、内容を詳しく教えていただけたらと思うんですが、よいですか。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

今総務課長よりご説明がありました訓練につきましては、9月に予定しておりましたけども、中止ということで、その訓練の内容につきましては、保健、医療、福祉の事業所の専門職が参加しています東三河の広域ネットワークで使用しております情報共有のツールがありまして、それが電子連絡帳というものでありますが、そちらによりまして要援護者の安否確認を行う訓練となります。災害が発生した場合には、Google マップ上にデータを落とし込んだ電子連絡帳の要援護者情報を開放しまして、民生委員、防災士、自主防災会等の支援者が個人のスマホだとかタブレット等を使用しまして、要援護者の安否確認に動き、ネットワーク上で画面を見ながら未確認のところでは、色的にはグレーの色を使って、確認済みになると、今度その色を触ることによって青にすると。その青にするという、確認済みの方がどれだけ見えるかということで何とか未確認の人をできるだけ早期に確認済に持っていこうという、そういう安否確認の訓練でございます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。こういった DX と言うんですかね。効率化を図るところは図り、アナログ的に進める方がいいところは手作業でいいと思っております。こういったツールなんですけど、僕山登りをやっておりまして、山登りの、こういったスマートフォンやタブレットに入れるアプリもあるんです。これがどういったものかといいますと、通信電波が届かないところ、オフラインでも県外でも GPS を利用して利用でき、チェックできるというものがあるんです。こういったものを参考にいただけたら、やっぱり災害時は携帯電話が

圏外になって使えなくなったり、こういったもので利用するのかということで全く使えないものになる可能性もあると思うので、そういったところはやっぱりいろいろと参考にしてもらったらいいかんと思っております。次に9番、安否確認および避難支援となる情報データについて、令和5年度に以前の要援護者台帳を見直し、対象者の要件を絞った中で同意を得る登録手続きがされ、更新された台帳が各自主防災組織に配布されたが、配布以後登録状況に変更はあるのか。また、要介護の認定を受けている人が登録されていると思うが、介護度が低い、または避難に不安を感じている人については、希望して台帳に登録することは可能か伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

東栄町では平成24年度に要援護者台帳の整備を行いました。当時は手挙げ方式によりまして希望者が登録できたため、人口に対して多くの方が登録されておりました。要援護者を支援する支援者が複数に登録されており、いざという事態に求められる安否確認および避難支援が実行できる状態ではなかったと考えております。加えて、要援護者や支援者などの登録情報を更新する手続きが確立されておらず、令和5年度に要援護者台帳を再整備しました。この再整備では、介護、福祉、医療関係者が在宅医療連携会議において登録が必要な基準を見直し、支援者は地区に設定をお願いするなどして、以前の台帳における課題解消を行った上で整備をしております。令和5年度に配布以後登録状況に変更があるかにつきましては、今月に集会がございますので、要援護者台帳をその場で配布しまして、新規登録者につきましては、支援者の設定等を依頼する予定であります。ですので、現時点では昨年からの変更はございません。避難に不安を感じている人につきましては、希望して台帳に登録することは可能かにつきましては、再整備の経緯も含め、誰でも登録ができる状況は、以前の安否確認および避難支援が実行できない状況を招く可能性があるためと考えておりません。しかし、生活状況も様々であるため、個別にケアマネージャーさんや相談支援専門員、医療関係者などに相談していただきまして、地域で支援者が確保できる状態であることなど、安否確認および避難支援が実行できる状態であれば、登録できるものと考えております。ただし、この制度につきましては、あくまで災害時の避難方法や避難経路を確認するためのもので、台帳に登録したことによりまして、自主防災会等が災害時の支援に責任や義務を負うものではございません。避難に不安を感じている人につきましては、その不安解消に個別に取り込んでいただいた上で、その情報を地域と共有することで、避難をサービスするものと捉えていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

質問です。要援護者台帳に記載されている人は何人いて、定義は広報とうえいにも載っていましたが、定義を教えてくださいと思います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

現在、要援護者台帳の登録者につきましては45名です。もう1点、要件につきまして、対象者の要件ですが、昨年令和5年の9月の広報誌で周知の方を行っておりますけれども、要介護認定3から5を受けているもので、在宅の方ですね。それと身体障害者手帳1級2級の第1種を所持する方、療育手帳ABを所持する知的障害者の方、精神障害者保健福祉手帳1級2級を所持する単身世帯の方、要介護認定1または2の認知症の単身世帯の方、そして避難行動時の支援を必要とする難病患者の方と要件を設定しております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

先ほど言われましたように避難に不安を感じている人がいらっしゃると思います。そういった人や一人暮らしの高齢者も多いと思いますので、そういった情報の一つとして、支援台帳に記載していただけるといいのかなと個人的に思っております。以上です。10番、質問させていただきます。行政の持っている情報と自主防災組織等が持っている情報の共有化はされているのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

各地区自主防災会とは自主防災会連絡会、防災士の皆様とは防災士連絡会を通じて情報共有をしております。今後はこういった情報があれば災害時に円滑な活動ができるのか、防災対策に役立つかを互いに考えて、引き続き関係強化を図ってまいりたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

こういった要援護者台帳は区で更新するものではなく、死亡や転出、施設入所などは行政に情報が入るので、その情報を素早く区へ知らせていただき、やっぱり情報共有は大事だし、情報は命となってくるといいますので、都度知らせていただけるようにしていただけたらと思っています。11 番入ります。令和 6 年度当初予算にも上がっている地域包括ケアシステムの推進で、災害時連携体制づくり事業、災害時における在宅医療介護連携の体制づくりの進捗状況を伺う。また、災害時の安否確認の仕組みについて対応できるシステムがあるのか、訓練されているのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

現在行っております取り組みといたしましては、1 つ目には、東栄ひだまりプラザ BCP 計画の策定、2 つ目につきましては、電子連絡帳を活用した災害時の要援護者の安否確認体制整備の 2 点となります。まず 1 つ目につきましては、東栄ひだまりプラザ連絡会議で、診療所、福祉課、社会福祉協議会の災害時の役割につきまして、課題や情報共有を行い、ひだまりプラザの災害時の機能について方向性をまとめました。それに基づき、実際にどのような動きを三者で連携していくのかをまとめるため部会を立ち上げまして、東栄ひだまりプラザ BCP 計画の策定を現在進めておるところでございます。2 点目につきましては、担当係を中心に、在宅医療介護連携会議で協議、情報共有を行い現在在宅医療、介護連携の中で導入しております ICT ツールであります電子連絡帳を活用した災害時の安否確認体制につきまして、運用ルールを確立したところであります。9 月の防災訓練にて、三輪地区の協力のもとで訓練を実施する計画でありましたが、延期となりました。今月以降、また改めて再度調整していただくことを担当係で区の方とも話しております。この訓練では、三輪地区でのモデル訓練の他、他の地区でも安否確認をご協力いただける方の机上訓練も予定しております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

こういったいろんな状況を変え、リアルに訓練が大事だと思いますので、実施していただきたいと思います。次に 12 番、情報を伝える手段として、スマートフォンアプリの S アラートがあるが、10 月 31 日の火災発生時には音声配信が聞こえず、情報が迅速かつに正確に伝わらなかった。音声だけでなく、テキスト化した情報を同時に発信することができないのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

避難所開設などのお知らせとしましては、防災行政無線用の端末を操作し流しているため、音声とともにテキスト化した文面を配信しております。ただし、火災の場合は特に緊急性が高いため、端末操作を行わず直接口頭で話したものをそのまま流しているため、テキスト化ができておりません。ただ、鎮火の情報等は、なるべくテキスト化した文面を流せるようにしていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

こういった S アラート等が主要な伝達の一つの手段なのであれば、宿直者が対応できないでは済まされないと思いますし、誰でも対応可能となるようにやっていってほしいと思っております。最後になりますけども、まずこの南海トラフ地震はいつ来るかわかりません。生き残ることが大事で、想定外とならないよう努めていってほしいと願っております。次に 2 番、とうえい温泉についてです。時間がないものですから、時々僕も温泉に行って食事をしたり使ったりしているのですが、雰囲気すごい良くなってきていると感じております。感覚的なことを言えば、お客様が増えている感じがするんですが、感覚ではなく、どのように変わってきているのか。また、どのように今後目標を掲げていくのかということ、副町長お願いしてよろしいですか。

議長（加藤彰男君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

時間がないのでこちらで。今日数字の方も準備しておいたんですけど、昨年に比べて入浴者数が 5 % から 6 % ぐらいこの半期で増えておりますし、特に食堂が 12 % ほど伸びております。数字は数字として、やはり我々とするとは去年の債務超過という形で昨年度の決算をご報告させていただいたわけでございますので、まずはこれをどう解消していくかというところに今重きを置きながら、そのためには当然お客様を増やすこと、売り上げを増やすことが第一義でございますが、やはりいくつか課題もございますので、そのためにまずは取り組んでいることもございます。プロモーションとしてのいろんな取り組みも、これは目に見えているものでありますので、これからもどんどんどんどん早め早め手打っていききたいなというふうに思っています。それからもう一つ、内部的な話もございますが、やはり何といたっても人材が一番大事でございますので、人材確保をすることと、今おる従業員の底上げをしながら従業員みんなでの今の難局をどういうふうに乗

越えていくかというところをしていきたいなど。まだ半年でまだまだ十分できていないことが多々ありますが、それに向けていきたいと思っています。それともう一つはですね、それらを踏まえながら、今年度中にできればと思っておりますが、中期経営計画を立てていきたいと思っております。温泉がどのような方向に向いてやっていくのか、当然ビジョンも必要でございますので、そういったものも示しながら、どういう方向に向いていくのか、そのために従業員も含めてですが、どのようにどんなことに取り組んでいくとか、そういったことをしっかり示して目標を持って取り組んでいきたいと思っております。時間がなくて最後ですが、とにかく、私が一番最初に入って思ったのが、やはり町民に愛される施設にならなくちゃいけないというところを思っています。ですから、今後もやはり多くの町民の皆様に愛されてご利用いただける、そしてさらに当然ながらそれに対して売上も伸びていく。そんな施設を目指して頑張っていきたいと思います。今後とも皆様いろいろなご意見をいただいてより良い施設にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。残り時間 13 秒。

4 番（櫻井孝憲君）

僕もこのとうえい温泉は東栄町の観光の場でもあるし、町民の癒しの場であり、核となる場所ですので、きちんと見守っていきたいです。

議長（加藤彰男君）

以上で 4 番、櫻井孝憲議員の質問を終わります。ここで 5 分休憩いたします。浅尾議員の質問につきましては、15 時 30 分より再開いたします。

----- 3 番 浅尾もと子 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは、再開いたします。

次に 3 番、浅尾もと子議員の質問を許します。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議長の許可のもと、一括質疑方式で一般質問を行います。今回の質問は全部で 6 問ございます。1 問目は、東三河北部医療圏を充実させる町の努力と題して伺います。愛知県が今年 9 月に開いた東三河北部医療圏の会議、東三河北部構想区域地域医療構想推進委員会の会議の中で、医療圏に不足している外来の医療機能について具体的な議論が行われました。新城市民病院の院長は一番足りないと感じる

のは産婦人科と話し、他の委員からは、新城の状況は小児科が手薄、乳幼児については専門医に診てもらいたい。ちょっとした外傷の患者さんを豊川に送ることもあり申し訳ない。10年後を考えると、新城地区の20件の歯科医療機関の半分ぐらいが閉院してしまう可能性がある。精神科の患者さんの入院施設との紹介のやり取りがスムーズにいかない。4ヶ所5ヶ所連れて行かれて何とか決まる。精神科、小児科も入院に本当に苦労していますなどの発言が相次ぎました。北部医療圏では、令和4年入院患者の54.9%が他の医療圏に流出しています。唯一の基幹病院である新城市民病院が小児科の2次3次医療に対応しておらず、分娩を扱う医療機関也没有。会議では新城市民病院の再整備の検討、東三河南部医療圏との連携強化、機能分化の検討を進めるという方針が決められました。また、南北の医療圏で持たれた合同の会議では、新城の消防本部の資料で次のようなものが出ています。脳卒中の急性期、また心筋梗塞、重症度緊急度の高い外傷、熱傷、妊産婦、小児は南部医療圏でないと収容できないと明記されております。私は南部医療圏との連携を推進する一方で、北部医療圏の医療が空洞化していると感じております。東栄町が主体性を発揮して、町や北設楽郡に足りない医療機能を訴えて充実させていく努力が必要だと考えます。次の点について町の認識を伺います。①町はこの会議を欠席し、代理出席の措置もとりませんでした。理由を伺います。議会の開催があった日ではありましたけれども、代理出席が可能であったと考えます。②町長には北部医療圏に周産期、小児科、精神科、救急医療体制が不足しているという認識があるか伺います。③私は町が総合戦略で掲げた基本方向、たくさんの子供を育てられるまちの実現のためには、周産期医療や小児医療の充実が不可欠だと考えます。町がこの間、医療圏内の小児科医、分娩施設の確保のために行った努力を具体的に伺います。④新城市消防本部は北設楽郡から南部医療圏へ患者を搬送した場合、各地、つまり119番通報の電話を受けてから、消防に戻るまで4時間近く救急車が不在になるということを課題にしております。例えば令和5年、東栄町では南部医療圏まで行って戻ってくるのに219分、設楽町では232分、豊根村では282分かかりました。その間、その救急車は他の事例に対応ができないというわけなんです。南部医療圏との連携とは現実の問題として、現場から1時間ないし1時間半もの搬送を意味しておりまして、患者の命に関わる事態であると認識しております。この状況に対して町の認識を伺います。そして⑤町長の公約である透析の民間クリニック誘致の進捗を伺います。大きな2問目は、町民・町内事業者を守る経済対策を求める質問でございます。国の新たな経済政策が11月22日閣議決定されまして、現在国会で審議中です。その重点支援地方交付金の推奨事業メニューには小中学校等における学校給食費の支援、灯油支援、医療・介護施設への物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援などのメニューが並んでおります。そこで以下施策の実施を求めたいが、認識を伺います。①全国で給食費無償化に取り組む自治体は増えており令和5年度には全体の3割もの自治体が完全無償化を実現しました。東栄町は今年度1年間無償としておりますが、ぜひ来年度、令和7年度以降の小中学校給食費の無償化継続してほしいと考えます。②医療介護施設を含む中小事業者への物価エネルギー価格高騰対策の直接支援も急務だと考えます。町によりますと、商工会の加盟事業者数は、令和5年度末で142でありました。5年間で59の減

少であります。今、物価高や人材難、あらゆる業種が苦しんでおります。町が町内の事業者の皆さんを励まし、この町で事業を継続してほしいというメッセージを示していただきたいと思います。③は灯油の支援ですね。県内で最も住民所得が低い東栄町であります。私は生活苦の高齢者の方から、もう何年も冷暖房を使っていないという悲痛な声を聞いております。生活困窮者への灯油購入助成、全国で行われておりますが、この重点支援交付金だけでなく、2分の1の特別交付税措置もごさいます。ぜひ活用し、実現していただきたいと思います。大きな3問目は国保料の減額を求める質問であります。町は今年10月の国民健康保険運営協議会において、実質的な赤字を解消するためには、社会情勢に関わらず、保険料率・額を引き上げざるを得ないとして、令和7年度から令和11年度の各年度に被保険者1人当たり1万5,000円を増額する案などを提案し、委員に理解を求めました。この案による推計では、令和11年度の被保険者1人当たりの保険料額は16万1,070円。令和6年度比で87%もの増額となることがわかりました。これは大変な値上げであります。しかし、愛知県内の47の市町村では一般会計からの法定外繰入を行うことで、高過ぎる保険料を引き下げております。その1人当たりの2023年度の予算額は、こちら愛知県自治体キャラバンの資料によりますと、武豊町で最低の1,000円でありました。北名古屋市で最大の3万1,373円、1人当たりの予算をつけております。他方、1円も法定外繰入を行わない市町村は、新城市、北設楽郡の3町村などわずか7自治体しかありません。物価高に苦しむ町民や事業者への大打撃を避けるため、以下伺います。①法定外繰入による保険料の軽減を求めたいが、認識を伺います。②国保の加入者は主に年金生活者でありますとか、非正規労働者、事業者、また失業中の方もおられると思います。次のモデルケースにおける令和6年度の保険料、毎年1万5,000円を増額した場合の令和11年度の保険料の推計額を伺います。Aは単身世帯、40歳から64歳の方、給与収入が150万円。Bは4人世帯、40歳から64歳の夫婦2人として中学生の子が2人、所得が300万円。Cは単身世帯、65歳から74歳までの方で、年金収入が80万円としました。以上よろしくお願ひします。4問目は、不適切な罠への対応でございす。町によりますと、不適切な有害鳥獣捕獲用の罠の使用に関わって、町は昨年11月、2名の従事者の捕獲許可を取り消しました。また他1名が罠の使用を自粛したと伺います。町は9月議会で、猟友会の推薦基準、不適切な事例への対応、不適切な事例を起こした者への処分につき鳥獣保護員、猟友会役員と協議する旨答弁しました。そこで、①町は本日までに先に述べた3名に捕獲許可を与えたか伺います。また3名に対する今後の取り扱い、例えば何年間は許可を与えないなど今後の方針についても伺います。5問目は、有害残土処分場の運用についてです。愛知県が東栄町奈根に建設中の有害残土処分場の上には、令和5年度の県のコンサルタントの報告によりますと、平場の有効活用策として、町の休憩施設等の計画の構想がある。しかし、私は規制基準を超えるヒ素を含む残土を埋め立てたその上に建造物を建てれば、その重量や基礎工事などによって残土を封じ込める遮水シートが破損する恐れがあると考えます。そのため、この計画に反対です。そこで以下伺います。①処分場の上に道の駅等の建造物を建設した他の自治体の事例があるか。②町は2022年、国道151号線の線形改良計画を大幅に変更したその背景に、町の休憩施設等の計画があったのではない

か、認識を伺います。③私は9月議会で、県が設楽町・岩古谷トンネルの残土処分場に比べてグレードの低い遮水シートを奈根処分場で採用していることを明らかにしました。町は県に対して抗議するべきだと考えますが、認識を伺います。最後の6問目は、行政財産の賃貸料について伺います。町は令和5年の3月、町社会福祉協議会との間でひだまりプラザの賃貸借変更契約を交わし、22年間で1,857万6,599円の賃貸料を社協が町に支払うという契約を結んでおります。町は9月議会でこの社協が払う賃貸料の決定にあたって、ひだまりプラザ整備のために借り入れた地方債借入額の7割を地方交付税算入額と見込み、基礎額から減額した旨の答弁をしました。そこで伺います。①地方債の地方交付税算入額を減額したことで社協が支払う賃貸料は22年間の総額でいくら減少するか伺います。以上で質問を終わり、残り時間で再質問いたします。

議長（加藤彰男君）

浅尾もと子議員の質問が終わりました。初めに福祉課長の回答を求めます。

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

私からは大きな1と6につきまして回答させていただきます。まず大きな1の①でございますけれども、町は会議の方を欠席し、代理出席の措置も取らなかった理由を伺うということですが、東三河北部医療圏の会議には私が委員として出席する予定でありましたが、先ほども言われましたように、議会全員協議会と重なったために欠席をいたしました。代理出席につきましては課内で調整しましたが、どうしても出席できる職員が見つからず、やむを得ず欠席をいたしました。また続いて2番ですけれども、東三河北部医療圏に周産期、小児科、精神科、救急医療体制が不足しているとの認識はあるかということですが、東三河北部医療圏の周産期、小児科、精神科、救急医療体制につきましては、東三河北部医療圏保健医療計画の中で、周産期医療対策につきましては、圏域内での分娩を扱う医師および医療機関の確保、小児医療対策につきましては、他医療機関、東三河南部医療圏との連携の必要性、精神疾患につきましては、医療の確保、他の医療圏の入院施設との連携、救急医療につきましては、医師や看護師の確保や東三河南部医療圏の医療機関との連携等が記載しております。それぞれの計画の方に書いております課題を認識しております。次に大きな1の③でございますけれども、町の総合戦略で掲げた基本的方向、たくさん子どもを育てられるまちの実現のために周産期医療や小児医療の充実が不可欠と考える。町はこの間、医療圏の小児科医、分娩施設の確保のために行った努力を具体的に伺うということのご質問でございますが、東三河北部医療圏の保健医療計画では、周産期医療対策につきましては、圏域内での分娩を扱う医師および医療機関の確保、小児医療対策につきましては、他医療圏、東三河南部医療圏との連携の必要性について記載されている通り、同様に考えております。周産期医療、小児医療の充実につきましては、東三河北部医療圏の1市2町1村で一緒に取り組んでまいります。具体的な活動は現在行っておりませんけれども、今後も機会を見てお願いはしていきたいと考えております。次に1の④でござ

いますけども、新城市消防本部は北設楽郡から東三河南部医療圏へ患者を搬送した場合、各地から帰署まで4時間近く救急車が不在となることを課題としている。南部医療圏との連携とは、現実の問題として、現場から1時間、1時間半の搬送を意味し、患者の救命に関わる事態である。町の認識を何うということですが、新城市消防署管内には、新城市消防本部をはじめとします7つの分署等がありまして、救急車が不在となった場合には、隣接する分所等が連携して、救急対応をいただいております。救急搬送にかかる所要時間につきましては、救急要請のあった地区によって変わってくるものと考えられます。また、救急搬送につきましては、新城消防により疾病や怪我の状況に応じまして、救急車やドクターヘリを含めて、救急救命士ができる限り短時間で最善の医療機関に搬送されるよう対応していただいているものと考えております。次に1の⑤でございますけども、町長公約である透析の民間クリニック誘致の進捗状況でございますが、今まで何度もご質問いただきましたように、人工透析を行えます民間の医療機関の誘致につきましては、様々な努力を重ねてまいりましたが、残念ながら誘致に至っていない状況であります。今後についても厳しい状況ではありますが、努力を続けていきたいと思っております。現段階で具体的にお話できることはございません。続きまして、大きな6でございますけども、行政財産の賃貸ですが、地方債の地方交付税算入額を減額したことで、社協が支払う賃貸料はいくらなのか。賃貸料はいくら減少するのかを22年間の総額でということでのご質問でございますが、地方債の交付税算入額に社会福祉協議会の面積案分率を掛けまして、22年間総額で3,921万1,083円減少いたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

次に総務課長の回答を求めます。総務課長。

総務課長（伊藤太君）

私からは大きな2番の町民・町内事業者を守る経済対策ということで、重点支援地方交付金を活用して令和7年度以降も小中学校給食費の無償化、医療介護施設を含む小中事業者への物価エネルギー価格高騰対策の直接支援、生活困窮者への灯油購入助成の実施を求めたいがということでもありますけども、重点支援地方交付金について国からは詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたしますとの前置きの上、推奨事業メニューの支援対象については改めて後日通知いたしますが、引き続き物価高騰の影響を受けた生活者や、事業者に対して支援を行う事業を対象とする見込みですとされております。現時点で追加の交付限度額等も示されておきませんのでそれらも踏まえた上で検討していきたいと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

次に税務会計課長の回答を求めます。

税務会計課長（藤田智也君）

私の方からは国民健康保険料の法定外繰入による保険料の軽減を求めたいが、認識を伺うというご質問に対してお答えをいたします。一般会計から赤字補填の繰入をする法定外の繰入は、町民の約4分の1の国保加入者の皆さんに町全体の税金を国保特別会計に繰り入れることになりますので、東栄町もそうですが、厳しい財政状況の市町村が毎年赤字補填分の法定外繰入をすることは慎重な議論が必要であると思います。まず国保の運営状況ですが、愛知県が財政運営の主体となり県内全体の医療に係る部分と、後期高齢者を支える支援分、介護納付分として必要な金額を各市町村の被保険者数等に応じた納付金を算出し、県内の市町村から納付金を集め、愛知県内の国保財政を運営しております。東栄町は愛知県へ支払う納付金を国や県からの補助金等と被保険者からの保険料を財源としまして、不足が生じる場合は国保財政調整基金からの繰入をしております。県へ支払う納付金の推移や、基金残高から数年後の財政運営上支障が生じると判断した場合は、国保運営協議会での議論の上、やむを得ず保険料の見直しを行い、運営をしております。近年ですと、平成23年度から令和元年度までは毎年保険料の見直しを行い、その中で資産割負担をなくしております。一般会計からの繰入金は、保険料の軽減対象分は全額、国保財政安定化支援事業分についても、国が定める基準により法定内の繰入をしております。法定外の繰入を行っている自治体もありますが、国のガイドラインで、赤字補填の法定外繰入については計画的に削減、解消を目指すための計画を作らなければなりません。逆にその計画を作ってしまうと、保険料を計画に沿って上げていかざるを得ない状況になりますので、今まで通り国保運営協議会での議論を深め、保険料の見直しについて検討していきますので、法定外の繰入による保険料の減額は現状では考えておりません。次に、モデルケースにおける令和6年度の保険料と、毎年1万5,000円を増額した場合の令和11年度の保険料の推計額を伺うというご質問に対してお答えをします。3つのモデルケースにおける保険料の推計ですが、令和11年度の保険料については、被保険者数と所得金額も変動しますので個別ケースの推計はできませんが、保険料の軽減対象となる世帯は、保険料から軽減分を控除した金額が年間の保険料となりますので、1年間の増額分は1万5,000円を下回ることを想定しております。1つ目のモデルケース、40歳から64歳までの単身世帯で給与収入が150万円の世帯ですが、2割軽減の対象世帯で、令和6年度の年額の保険料は10万6,200円となります。次に2つ目のモデルケース、40歳から64歳までの夫婦2人、中学生2人の4人世帯で世帯の所得が300万円の世帯ですが、夫婦のうち1名が430万の給与収入がある世代で試算しますと、令和6年度の年額の保険料は41万1,900円となります。3つ目のモデルケース、65歳から74歳までの単身世帯で年金収入80万円の世帯ですが、7割軽減の対象世帯で、令和6年度の年額の保険料は1万7,300円となります。私から以上です。

議長（加藤彰男君）

次に経済課長の回答を求めます。経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

それでは、経済課からは大きな4番目、不適切な罠への対応ということで、町は一般質問日現在、先に述べた3名に捕獲許可を与えるのか伺う。また3名に対する今後の取り扱いについても伺うということでご回答させていただきます。先に述べられた3名につきましては、現在、有害鳥獣駆除の捕獲許可は与えておりません。また今後につきましても、令和9年3月31日までの欠格期間を設け、許可をしないということで、協議に至っております。令和6年9月24日に行いました東栄町猟友会役員会で、有害鳥獣駆除の捕獲において違反が発覚した場合は、違反日の翌年度4月から3年間の欠格期間を設けて、従者証を発行しないと決めました。また、猟友会の推薦基準につきましても、猟友会にて定めていただいているところです。欠格期間の3年間については、狩猟免許が取り消しになった際の再取得に3年間の欠格期間を有することから、それに準じたものとしております。経済課からは以上です。

議長（加藤彰男君）

次に建設課長の回答を求めます。建設課長。

建設課長（原田経美君）

建設課からは5番の有害残土処分場の運用について回答させていただきます。まず最初に1番目の有害残土処分場の上に道の駅等の建造物を建設した他の自治体の事例はあるか伺うということですが、残土処分場の跡地利用としましては、公園や運動施設はよく聞きますけれども、明確に把握はしていません。2番目の国道151号の線形改良計画を大幅に変更した背景には、町の休憩施設等の計画があったのではないかとということですが、国道151号の線形改良による残土の処分場の変更は、月バイパス事業の調査結果に基づき、採掘の量や性質などが明確になったため変更したものです。休憩施設等の計画とは、今後残土処分場により広大な場所ができるため、利活用の可能性として示したもので、計画として入れておかないと覆土が十分に確保されなかったり、土地の整地が行われないまま完了するのを避けるため依頼したものです。その次ですね。県が設楽町・岩古谷トンネルの残土処分場に比べてグレードの低い遮水シートを奈根処分場に採用していることを明らかにした。町は県に対して抗議するべきだと考えるが、認識を伺う。グレードが低い遮水シートとは、どのことと言っているのかわかりませんが、遮水シートにつきましては、現場状況に応じて総合的に判断しているもので、シートのタイプや製品により強度や利点は異なりますけれども、安全性の高いものを使用していると認識していますので、抗議するつもりはございません。以上です。

議長（加藤彰男君）

執行部からの回答は終わりました。ただいまの回答に対して、再質問ございませんか。浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

再質問いたします。ご答弁いただいた中で、まず第1問目について再質問というかお願いでございますけれども、ただいまの答弁で医療圏の計画にこう書いてあるからというご答弁をたくさんいただきました。計画にこう書いてあるからそう認識している。そういうことではなくて、私が申し上げたいのは、今回の愛知県の医療圏の会議では、その市町での実際の苦しみを委員の皆さんが発言して共有していたという場であったんです。そして次の会議では委員会の意見として決定されることになりますので、1点お願いなんですが、福祉課長、委員であります、次回の会議までに町は今医療が足りなくて必要が十分に満たされなくて困っている町民の声を聞いていただいて、そして会議に持ち寄って、医療者たちの皆さんの真剣な議論に加わっていただきたい、そのことをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

当日の会議の方、どうしてもやむを得ず欠席したところでもありますけども、会議の資料、また会議録の方を全て確認しております。また次回近々に会議の方が持たれている予定でございますので、そちらの方に出席して今の町の現状というんですかね、そういった状況もご意見として出したいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ありがとうございます。長時間の搬送で皆さん本当に苦しんでいますので、この声をぜひ届けていただきたいと思います。続いて国民健康保険についてのご答弁がありました。4分の1の加入者のために全体の一般会計からの税金を入れるのは厳しい、大変否定的なご答弁がありました。それは公平でないと言えるのか、私はちょっと疑問がございます。町は平成24年度から新築住宅に対する固定資産税の減免を行っていきまして、今議会では3年間延長すると議案が出されております。1人当たり5万円から7万円程度の減税となり年間では総額100万円程度町が減税しているというんですね。しかし、新築住宅を購入できるのは町内では裕福な部類に入る方だけです。一部の方だけに支援を行っているわけですので、5年度連続これから保険料が増えていくと大変な打撃になります。事業者、年金生活者、求職者、非正規労働者、みんな苦しんでいますので、本当に1円たりとも支援しない町でいいのか、基金からの取り崩しは元々原資は国保料でありますので、使って当たり前のもので、ぜひ再検討いただきたいと思います。さて、4本目の不適切な罨について大変明確なご答弁をいただきました。今後の不適切な罨の使用については欠格期間を3年間設けるというご答弁でありました。私が挙げました3名の方に同様の対

応がとられたわけでありますけれども、私はこの3名の取り扱い、今時点で同じであったならば、これまでの取り扱いも同様であるべきではなかったかというふうに思っています。つまり、町の処分の公正さに疑問を持っているということです。町はこの3名の方のうち1人について処分をしませんでした。そして私が情報公開請求をしても、この1人だけではどんな不適切な事例があったのか、どんな対応を町がしたのか一切開示しませんでした。私は今年8月、処分の決定の取り消しを求めて、行政不服審査請求を行ったんですけれども、町から11月12日付の弁明書が届いております。1名の文書を開示しなかった理由について、通報苦情を記載した備忘録に関してはデータにて保管しており、課内および首長等への情報共有は口頭での対応としていると。つまりこの方に対しても通報や苦情の記録は存在するわけです。しかし町は、情報公開条例の第2条で公文書というのは決裁または供覧等の手続きが終了したものに限るということをして公文書としては存在しないものだということを回答しております。しかしこれではどんなに重大な通報があったとしても口頭で報告すれば、決裁を受けなければ公文書でないわけですから、どんな事例でもブラックボックスにできるということになるのではないのでしょうか。しかも弁明書には明確な誤りがございます。町は情報公開条例の第2条の決裁または供覧等の手続きが終了し、という文言を既に削除しているからです。昨年4月1日の改定でなくなっていました、現在の条文は職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものとの文言になりました。組織的に用いるもの、つまり職員が口頭で課長や町長に報告したことによって、経済課首長等に組織的に共有されたデータでありまして、一般的には公文書にあたり、非公開の理由はなくなるのではないのでしょうか。町は既に破棄された条文を持ち出して非公開の根拠としましたが、これは事務的なミスなのか、それとも古い条文を持ち出してこの1名の方の事例を非公開とする結論ありきの行為だったのか。私はこれから明確にしたいと思っています。改めて3名の処分は公平だったのか、お答えいただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

この問題は、各役場であつたり猟友会であつたり、その部分が欠如しておつたというか、ちゃんとそこら辺がうまく共有していなかったというところが多分一番の原因だったような気がします。そこを確認させていただいた上で、今回こういう処分をさせていただいておりますので、特に問題ないと考えております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

処分に問題ないというご答弁でありました。しかし9月議会で経済課1名の方の事例について文書が存在しないと回答しているので回答は控えるという答弁だったんです。文書が存在しなければ回答しなくてもいいのか、口頭で課長は報告を受けているはずです。どんな事例があったのか、改めてご報告いただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

先の2名につきましては、内容について私達も実際に現場に出向いたり、いろいろさせていただいた中で写真を撮ったりとか、いろいろそういうこともさせていただいた中で、文書というのは残させていただいております。もう1人の方につきましては、その方がその2名の方の指導的な立場というところもあったようでございましたので、その方についてのどうこうというのが、具体的に事件というか、事故みたいな形で出てきたものではなかったものですから、そのような形で収めるというか、データで残させていただいておったところでございます。先ほどの条文についての話につきまして、一度また総務課と相談させてもらわないとわかりませんので、そこら辺は確認させていただきたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

よろしくお願いいたします。やはり私はご答弁いただいた上で、この3名の方が平等に処分を受けたという確証が持てないわけであります。時間がないので次の点伺いたいと思います。残土処分場の問題ですね。町は遮水シートのグレードが低いということがどのことを言っているかわかりませんという大変不誠実な答弁をなさいました。確認をされなかったということなんですね。3ヶ月間ありましたけれども、私が愛知県から情報公開請求で得た資料によりますと、計画、コンサルタントの報告書では高弾性タイプ、弾力が高いタイプを使うと言っていたものが、実際には中弾性タイプのものが使用されたと明確なダウングレードでありました。そのことに全く関心を持たず安全と認識していると。それだけで抗議しないという町の姿勢では今後未来永劫このヒ素を含む有害残土を管理していく町の責任を果たせないと考えます。改めて町民に対して愛知県から説明する場を設けていただくように町からの働きかけをお願いしたいと思います。もう1点、この残土問題について伺いますと、道の駅などの休憩施設を考えているんじゃないかということなんですけれども、私が調べた中で静岡県藤枝市でも有害残土処分場の上に道の駅を作る計画が持ち上がっております。しかしそこは結果的に残土の上には建物を置かず、駐車場とするという変更になったわけです。やはり残土の上に建物を建てるということは重大な問

題があります。岩古谷トンネルの例を見てもコンクリートで覆ったまま完成しております。上に何か建てる例というのは私は本当に知らないんですけれども、国の基準など妨げとなる法などがあるのではないのでしょうか。ご確認いただけませんか。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

先の話ですけれども、グレードが低い遮水シートはどのこと言っているのかという私の回答でしたのでよろしくお願いします。それから道の駅につきましてですけれども、建造物を想定はしておるんですけれども、それはこの処分場の整備をしていくために基礎を掘るとか、そういったことを想定して考えておかなければいけないんじゃないかなということで、現在別に計画が何か決まっておるわけじゃありませんので、県の方に整備をしていただきたいといったものです。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

計画は決まっていないということなんですけれども、他に例のない有害残土処分場の上の箱物建設をぜひ断念していただきたいというふうに思います。そしてもう 1 点伺います。6 番目の賃貸料についてですね。3,900 万円と聞こえましたけれども、大規模な減免がなされたということでもあります。しかし町は従来地方交付税の算入額については一般財源として扱うという答弁をしてきました。副町長、令和 4 年 3 月の予算特別委員会でもその旨ご答弁があったわけでございます。その町が社協のために地方債の交付税算入額を特定財源と認めてこの賃貸料の減額に使うというのは公平性の上から問題ではないのかというふうに思うんですけれども、取り扱いを変えたものなのか伺いたいと思います。例えば、町営住宅であっても、建設に要する地方債の交付税算入額を皆さんの使用料から減額してもらえるのか。その点お伺いしたいと思います。通告していませんのでご答弁いただけない場合はまた後日で結構です。お伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

賃貸料につきましては、実際のところは交付税算入分のお話もありますけれども、福祉課としましては、建築にかかった費用、実際にこれから償還していく金額に対しまして、実

際の社会福祉協議会さんのかかった部分を按分してお支払いいただくということでございますので、特段その内容につきましては今の様な回答となります。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

それではやはり不公平ではないかなという感じがいたします。福祉課の管轄ではありませんけれども、町は東栄病院の廃止にあたって国からの地方交付税を頑なにこの病院事業のためのものではないというふうに認めてこなかったわけです。3 億円の赤字というような切り出し方をして、その一方で1 億 5,000 万円程度の交付税が病院会計のために算入されているということについては認めないできたと。私この点は大変不誠実な対応だと思います。家賃から減額して良いのかも含めて再調査が必要だというふうに思います。さて、質問を今やってきたわけなんですけれども、今回の質問を通して、やはり私は村上町政の公平性に対する疑念がますます深まったと感じました。例えば透析患者の皆さんの悲願である透析クリニックの誘致について全く誠実な答弁がなされません。医療の充実を求める町民に対しても計画に書いてあることを繰り返すだけ。これは本当に残念なことです。町内の事業者の皆さん、高齢者の皆さん、非正規労働者の皆さんなどが大変お困りになる国保料の値上げについて1 円たりとも町が支援しない。そのような答弁であります。さらに、不適切な罍を使用したお1 人については改定前の条例を持ち出してまで情報を出さない。こういう事態になっています。社会福祉協議会には交付税の取り扱いを変えてまで家賃の減免を行うと。不公平な行財政運営と言えるのではないのでしょうか。そして今何が町民の皆さんから求められているかといいますと、まさに地方自治法第1 条の2 にあります、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とする。この言葉通りの町政なんです。町内の一部の個人、一部の団体の利益を守る行政ではなくて、何よりも困っている町民のために、そして広く町民、事業者の皆様を支える行政運営への変革が今こそ求められている。このことを申し上げまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤彰男君）

以上で3 番、浅尾もと子議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了いたします。傍聴の方々も傍聴へのご協力ありがとうございます。次回は会期日程に基づき、11 日水曜日午前10 時より常任委員会を開催いたします。本日はこれにて散会といたします。